山口県労働委員会年報

令和6年版

山口県労働委員会事務局

はじめに

この年報は、山口県労働委員会の令和6年1月から12月までの1年間の活動状況を収録したものです。

当労働委員会では、県内の労使間における紛争解決に向け、第三者機関として、その支援に鋭意努力を重ねているところであり、本冊子が多くの方々に活用され、より良い労使関係の構築とその安定のため、いささかなりともお役に立てば幸いです。

令和7年3月

山口県労働委員会 事務局長 山﨑 晶子

目 次

はじめに

第	1章	組織	。運営	- 1
	第 1	節	委員会の構成	- 2
		1	委員	- 2
		2	あっせん員候補者	- 3
		3	事務局	- 4
	第 2	節	会議等	- 5
		1	総会	- 5
		2	公益委員会議	- 9
		3	各種連絡会議	10
		4	各種研修会	13
		5	勉強会	14
第	2 章	調整	望 係	15
	第 1	節	集団的労使紛争調整事件	16
		1	概況	16
		2	あっせん事件の概要	16
	第 2	節	争議行為予告通知及び実情調査	18
		1	争議行為予告通知	18
		2	実情調査	21
	第 3	節	個別的労使紛争あっせん事件	22
		1	概況	22
		2	あっせん事件の概要	22
第	3 章	審査	: 関係	23
	第 1	節	不当労働行為審査事件	24
		1	概況	24
		2	不当労働行為審査事件の概要	25
		3	再審査の概況	62
		4	確定命令の不履行通知	62
	第 2	節	行政訴訟事件の対応	62
	第 3	節	労働組合の資格審査等	63
		1	資格審査の概況	63
		2	非組合員の範囲の認定・告示	63

参	考 資	料		65
	第 1		業務処理状況統計資料	66
	1		集団的労使紛争調整事件関係	66
	2		個別的労使紛争あっせん事件関係	68
	3		不当労働行為事件審査関係	69
	4		資格審查関係	70
	5		非組合員の範囲の認定・告示関係	70
	第 2		労働情勢関係統計資料	71
	1		労働力主要指標(全国・山口県)	71
	2		賃金、労働時間の推移(全国・山口県)	71
	3		労働争議の推移(全国・山口県)	72
	4		労働組合数等の推移(全国・山口県)	72
	5		春季賃上げ要求・妥結状況	73
	6		夏季一時金要求・妥結状況	74
	7		年末一時金要求·妥結状況	75

第1章 組織•運営

第1節 委員会の構成

1 委員

労働委員会は、労働組合法第19条の規定に基づき設置された行政委員会で、山口県では、公益を代表する者(公益委員)、労働者を代表する者(労働者委員)、使用者を代表する者(使用者委員)の、各5名の委員で構成されています。

第49期委員は、次のとおりです。

第49期委員

(任期:令和5.1.20~7.1.19)

区分	s り が な 氏 名	現職	当初就任年月日
	会長近本佐知子	弁 護 士	平成27. 1.20
公	会長を有り、たけれる。可	西南学院大学法学部教授	平成21. 1.20
益	きょりゃまかずし 通山和史	弁 護 士	令和 3. 1.20
委	ずがが、きれる	山口大学経済学部教授	令和 5.11. 3
員	浜 崎 大 輔	弁 護 士	令和 3. 1.20
	平中貫一	山口大学名誉教授	平成27. 1.20 (令和 5.11. 2退任)
	伊藤正則	日本労働組合総連合会山口県連合会会長	平成29. 7. 1
労	徳野啓範	日本基幹産業労働組合連合会山口県本部委員長	平成30. 1. 9
働	なかもとなおき中 元 直 樹	日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長	令和 2. 2. 1
者委	長 山 文 子	UAゼンセン山口県支部支部長	令和 5. 1.20
員	ますもとやすひと 桝 本 康 仁	前全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長	平成30. 1. 9 (令和 5.11. 2退任)
	森 本 正 宏	全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長	令和 5.11. 3
使	り の で か お 阿 野 徹 生	山口県経営者協会参与	令和 3. 8. 1
用	おかなじち か こ 一岡 藤 智 加 子	株式会社岡藤組代表取締役社長	令和 3. 1.20
者	たむらみっまさ田村充正	萩ブランド協同組合理事長	令和 3. 1.20
委	なかたとしびる中 田 敏 宏	株式会社宇部総合サービス顧問	令和 3. 8. 1
員	西水央	株式会社トクヤマシニアアドバイザー	令和 5. 1.20

注:現職欄は、令和6年12月31日現在。ただし、任期途中で退任した委員の現職欄は、退任時の職名を表記した(会長、会長代理以外は委員の区分に応じた五十音順で表記した。)。

2 あっせん員候補者

労働関係調整法や本県の要領に基づき、集団的労使紛争や個別的労使紛争の解決を支 援するため、当期委員、前期委員及び事務局の職員等のうちから、会長があっせん員候 補者を委嘱しています。

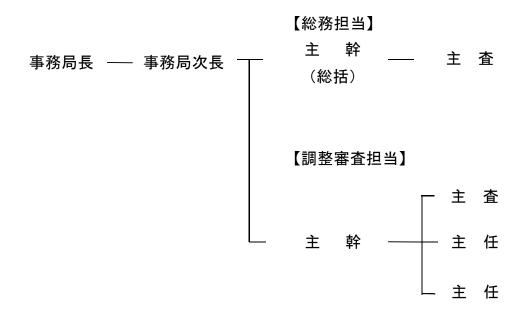
あっせん員候補者名簿 (令和6年12月31日現在)

		和0年12月31日9四五
氏 名	現職等	委嘱年月日
有田謙司	山口県労働委員会公益委員 西南学院大学法学部教授	平成21. 1.20
近本佐知子	山口県労働委員会公益委員 弁護士	平成27. 1.20
通山和史	山口県労働委員会公益委員 弁護士	令和 3. 1.20
中村美紀子	山口県労働委員会公益委員 山口大学経済学部教授	令和 5.11.22
浜崎大輔	山口県労働委員会公益委員 弁護士	令和 3. 1.20
伊藤正則	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会会長	平成29. 7.13
徳野啓範	山口県労働委員会労働者委員 日本基幹産業労働組合連合会山口県本部委員長	平成30. 1.25
中元直樹	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長	令和 2. 2.13
長山文子	山口県労働委員会労働者委員 UAゼンセン山口県支部支部長	令和 5. 1.23
森本正宏	山口県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長	令和 5.11.22
阿野徹生	山口県労働委員会使用者委員 山口県経営者協会参与	令和 3. 8.26
岡藤智加子	山口県労働委員会使用者委員 株式会社岡藤組代表取締役社長	令和 3. 1.20
田村充正	山口県労働委員会使用者委員 萩ブランド協同組合理事長	令和 3. 1.20
中田敏宏	山口県労働委員会使用者委員 株式会社宇部総合サービス顧問	令和 3. 8.26
西木 央	山口県労働委員会使用者委員 株式会社トクヤマシニアアドバイザー	令和 5. 1.23
桝本康仁	前山口県労働委員会労働者委員	平成30. 1.25
久戸瀬泰司	前山口県労働委員会使用者委員	平成31. 1.21
山﨑晶子	山口県労働委員会事務局長	令和 6. 4.11
秋本篤志	山口県労働委員会事務局次長	令和 6. 4.11

注:委員にあっては、現委員、前委員ごとの委員の区分に応じた五十音順で表記した。

3 事務局

事務局は、事務局長、事務局次長、総務担当及び調整審査担当で構成され、職員数は、令和6年12月31日現在8名(会計年度任用職員を除く)です。



第2節 会議等

1 総会

総会は、公、労、使の委員全員で構成され、労働委員会の活動状況を総合的に把握し、事件処理に係る具体的方法等を協議決定する最高の意思決定のための会議です。 総会には、定例総会と臨時総会があり、定例総会は、労働委員会規則第4条に基づき、原則として毎月第2及び第4木曜日に開催され、臨時総会は、会長が必要と認めるときなどに適宜開催されます。

令和6年における総会の開催回数は18回で、その状況は次のとおりです。

総会開催状況

回別	開催日	議題
1731 定例	6. 1.25	(報告事項) 1 令和4年(不)第1号に係る命令の履行状況について 2 その他の係属事件の状況について 3 令和6年度全国労働委員会会長連絡会議の議題募集について 4 第79回全国労働委員会連絡協議会総会の議題募集について 5 労働委員会制度創設80周年記念行事に係る提案の募集について
1732 定例	6. 2. 8	(報告事項) 1 係属事件の状況について 2 あっせん(個別労働関係紛争)に係る相談への対応について 3 令和5年度中国地区労働委員会会長連絡会議の概要について
1733 定例	6. 2.22	(報告事項) 1 係属事件の状況について 2 令和4年(不)第1号に係る命令の履行状況について 3 第149回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題募集について
1734 定例	6. 3.14	(付議事項) 1 山口県労働委員会が取り扱う公文書の管理に関する規程の制定について 2 山口県労働委員会事務局処務規程の一部改正について (報告事項) 1 係属事件の状況について

1735 定例	6. 3.28	(報告事項) 1 令和6年(調)第1号の申請について 2 その他の係属事件の状況について 3 令和6年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題募集について 4 令和6年度労働委員会予算について	
1736 定例	6. 4.11	(付議事項) 1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について (報告事項) 1 令和6年(調)第2号の申請について 2 その他の係属事件の状況について 3 第149回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題について 4 第65回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題募集について	
1737 定例	6. 4. 25	(報告事項)1 令和6年(調)第1号の終結について2 その他の係属事件の状況について3 第149回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題回答案について	
1738 定例	6. 5. 9	(報告事項)1 係属事件の状況について2 勉強会について	
1739 定例	6. 5. 23	(報告事項) 1 係属事件の状況について 2 第149回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の概要に ついて	
1740 定例	6. 6.27	(報告事項) 1 係属事件の状況について 2 令和6年度全国労働委員会会長連絡会議の概要について 3 第65回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題回案について 4 労働組合資格審査について	

1741 定例	6. 7. 11	(報告事項) 1 令和3年(不)第2号に係る命令書(写)の交付について 2 その他の係属事件の状況について 3 労働組合資格審査について	
1742 定例	6. 7.25	(報告事項) 1 令和3年(不)第2号に係る再審査の申立てについて 2 令和6年(個)第1号の申請について 3 その他の係属事件の状況について 4 第65回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 5 第79回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について 6 令和6年度公労使委員合同研修及び公労使委員個別紛争専門研修について	
1743 定例	6. 8.22	(報告事項) 1 係属事件の状況について	
1744 定例	6. 9.26	(報告事項) 1 令和6年(個)第1号の終結について 2 その他の係属事件の状況について 3 公労使委員合同研修について 4 令和6年度中国地区労働委員会会長連絡会議の開催について 5 令和6年度労使関係セミナー(中央労働委員会、労働紛争解 決ネット広島主催)の開催について 6 令和6年度「個別労働紛争処理制度」周知月間における取組 について	
1745 定例	6. 10. 10	(報告事項)1 係属事件の状況について2 労働組合資格審査について	
1746 定例	6. 10. 24	(報告事項)1 係属事件の状況について2 労働組合資格審査について	
1747 定例	6. 11. 28	(報告事項) 1 令和6年(調)第2号の終結について 2 その他の係属事件の状況について	

		3 令和6年(個)第1号の解決後の相談対応について 4 第79回全国労働委員会連絡協議会総会の概要について 5 令和6年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 6 労働組合資格審査について 7 出前講座の実施状況について
1748 定例	6. 12. 12	(報告事項) 1 係属事件の状況について 2 令和6年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題回答案に ついて

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働委員会規則第3条第1項第2号の規定に基づき、公益委員の みで構成される会議であり、必要に応じて会長が招集します。労働組合資格審査の決 定、不当労働行為事件の判定(命令内容の決定)など、重要な事項を審議します。

令和6年における公益委員会議の開催状況は、次のとおりです。

公 益 委 員 会 議 開 催 状 況

回別	開催日	議 題
603	6. 6.27	(資格審査) ・令和3年(資)第2号 (命令の合議) ・令和3年(不)第2号
604	6. 10. 24	(資格審査)・令和5年(資)第3号・令和6年(資)第1号
605	6. 11. 28	(資格審査) ・令和6年(資)第2号

3 各種連絡会議

各種連絡会議は、労働委員会規則第86条の規定により、労働委員会相互の連絡と調整を図るため、開催されています。

令和6年における各種連絡会議の開催状況は、次のとおりです。

各 種 連 絡 会 議 開 催 状 況

【全国会議】

会 議 名	開 催 日 開催場所	議題等
全国労働委員会事務局長連絡会議	6. 6.13 ホテルグランヴェ ール岐山 (岐阜市)	1 審査概況等について 2 調整事件等の概況について 3 議題懇談「DXの進展を踏まえた不当労働行 為事件の審査やあっせん手続の取組につい て」、「労働委員会と労働局との連携について」
全国労働委員会会長連絡会議	6. 6.14 ホテルグランヴェ ール岐山 (岐阜市)	1 講演「正社員と定年後再雇用有期嘱託職員との基本給格差の不合理性-名古屋自動車学校(再雇用)事件・最一小判令5・7・20-」 2 議題懇談「今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置づけについて」
全国労働委員会 事務局調整主管 課長会議	6. 10. 28 労働委員会会館 (東京都)	 概況説明 都道府県労働委員会からの事例報告 ①集団的労使紛争事件 ②個別労働紛争事件 都道府県労働委員会からの業務報告
全国労働委員会 事務局審査主管 課長会議	6. 10. 29 労働委員会会館 (東京都)	1 第1議題「中間収入の控除について」 2 第2議題「併合事件について」 3 報告事項「中労委の民事訴訟のIT化への対 応について」等
第79回全国労働委員会連絡協議会総会	6.11.14~11.15 一橋大学一橋講堂 (東京都)	1 運営委員長報告 2 事務局長報告 3 講演「近年における労働裁判例の動向」 講師:元中央労働委員会会長代理 森戸 英幸 4 第1議題「退職代行等の営利事業が主目的と 疑われる労働組合に対する資格審査申請の対 応について」

	5	第2議題「審査の迅速化に向けた取組につい
		て」
	6	第3議題「若年層に向けた労働委員会の取組
		の周知について」

【中国ブロック会議】

		1	
会 議 名	開 催 日 開 催 場 所		議題等
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	6. 1.30 広島国際会議場 (広島市)	1 2 3	令和5年度中国地区労働委員会会長連絡会議の運営について 令和6年度中国地区労働委員会事務局審査担 当職員研修計画案について 令和6年度中国地区労働委員会事務局調整担 当職員及び個別労働関係紛争担当職員研修計 画案について 令和6年度中国地区労働委員会諸会議等開催 計画について
中国地区労働委員会会長連絡会議	6. 1.30 広島国際会議場 (広島市)	1 2 3 4	議題1「労働施策総合推進法の全面施行を踏まえた、労働委員会におけるパワーハラスメントに係る相談への対応について」 議題2「不当労働行為救済申立てに係る労働組合の資格審査について」 議題3「ウェブ方式による会議、事件手続等実施について」 議題4「令和5年の不当労働行為事件、労働争議の調整(あっせん)及び個別労働関係紛争のあっせんの概要と特に印象に残った事件について」
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	6. 5.20 ホテルモナーク鳥 取 (鳥取市)	1	第149回中国地区労働委員会連絡協議会定 例総会の運営について
第149回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会	6. 5.20 ホテルモナーク鳥 取 (鳥取市)	2	講演「フリーランスとギグワーカーの労働者性」 講師:中央労働委員会地方調整委員 皆川宏之 議題1「申請者(労働者側)が雇用関係の継続 を前提として紛争解決を求めたあっせんの中途 で、退職の意思を示した場合の対応について」

	3	議題2「労働基準法違反を主要な争点とする あっせん申請への対応について」
中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議	1 2 3 4 5	講演「取消訴訟対応及び取消訴訟を見据えた 命令作成における注意点について」 講師:中労委事務局 寺崎 特別専門官 議題1「命令の履行確認の時期等について」 議題2「不誠実団交(団交拒否)事案における 救済内容について」 各県の審査状況 事例研究「太宰府タクシー事件」
中国地区労働委員会事務局調整主管課長会議	1 2 3 4 5 6	講演「フリーランス等と労働委員会のかかわり方について」 講師:中労委事務局 奈尾 事務局長 議題1「あっせんにおいて、労働法上の紛争以外の問題も含め、一体的な解決を試みることについて」 議題2「あっせんの実情調査について」 議題3「あっせんの同席者について」 議題4「労働局等との関係について」 集団的労使紛争調整事件及び個別労使紛争調 整事件の事例研究

【中国・四国ブロック会議】

会 議 名	開催日開催場所		議	題	等	
第65回中国· 四国地区労働 委員会会長連 絡会議	6. 7.16 香川県庁本館 (高松市)	1 2	「単一糺		て」 三対する組合資格審 該当性について」	香

4 各種研修会

委員を対象とする研修会や事務局職員の業務研修が行われ、当委員会の委員、職員が参加しました。

令和6年における各種研修会の開催状況は、次のとおりです。

各種研修会開催状況

研修会名	開催日	研修項目
公労使委員合同研修(全体研修)	開催場所 6.9.5 日本教育会館 (東京都)	1 労働委員会について-歴史・現状・課題- 講師:中央労働委員会会長 岩村 正彦 2 労働法の基礎 講師:中央労働委員会公益委員 小西 康之 3 事例検討(調整関係) 岡山県労委 4 模擬審問
公益委員研修	6. 9. 6 労働委員会会館 (東京都)	1 審査実務研修「事例研究(1事例)」 2 和解実務研修「事例研究(1事例)」 3 調整実務研修「判例及び事例研究」
労働者委員研修	6. 9. 6 労働委員会会館 (東京都)	1 講演「不当労働行為救済制度について」 講師:徳住 堅治 弁護士2 講演「個別労働紛争の現状と解決制度」 講師:佐々木 亮 弁護士
使用者委員研修	6. 9. 6 AP新橋(東京都)	1 講座「不当労働行為審査と労働委員会の役割について」2 講座「労働時間~2024年問題」3 講座「ハラスメント問題について」
公労使委員個別 紛争専門研修	6.12.5~12.6 女性就業支援セン ターホール (講義、事 例発表) ビジョンセンター 田町 (情報交換) (東京都)	1 講義「裁判例の動向」 講師:早稲田大学法学学術院教授 竹内 寿 2 事例発表「個別紛争処理の経験が豊かな都道府県 労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例」 3 講義「労働関係法令の改正等の動向」 講師:京都大学大学院人間・環境学研究科教授 小畑 史子 4 情報交換「スキル、ノウハウ、経験等に係る情 報交換」

5 勉強会

当労委では、委員及び事務局職員の資質向上を目的に、最近の労働委員会に関連する話題などから、不当労働行為事件の審査等の参考となる内容のものをテーマとし、総会の日程に合わせて勉強会を実施しています。

令和6年における勉強会の実施状況は、次のとおりです。

勉 強 会 開 催 状 況

	1	開催日	テーマ及び題材
68	8	6. 10. 24	命令書の書き方について~主文の在り方の検討~

第2章 調整関係

第1節 集団的労使紛争調整事件

1 概況

集団的労使紛争の調整は、労働組合法第20条の規定に基づき、労働組合と使用者の間の紛争について、自主的な解決ができない場合に、労働委員会が公正・中立な第三者機関として、紛争の解決を支援する制度で、あっせん、調停、仲裁の方法があります。

令和6年に係属した集団的労使紛争調整事件は、新規申請のあっせん事件が2件で、調停、仲裁事件はありませんでした。

	7 75 5				7 307 1					
				年			次			
区 分 	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
前年から繰越し	0	1	2	1	3	2	0	0	0	0
新規申請	6	4	3	7	3	2	3	1	4	2
計	6	5	5	8	6	4	3	1	4	2

年次別あっせん事件取扱件数

あっせん事件一覧

± /4.	申請者			申請年月日	終結	
事件 番号		あっせん事項	あっせん員	終結年月日	区分	
	業種			日数(回数)		
	労働組合			6. 3. 18		
6-1		 団体交渉の場所	_	6. 4. 19	不開始	
	社会保険・社会福祉 ・介護事業			33(0)		
	労働組合	執行委員長に対する懲戒処	(公)浜崎	6. 4. 8		
6-2	7. 1.7.1.	分の取消し、未払給与の支払	(労)森本	6. 11. 26	解決	
	道路旅客運送業	V	(使)中田	233(1)		

2 あっせん事件の概要

6-1	【不開始】
申請に至る経緯	団体交渉の実施に当たり、最初は法人内の会議室で実施したが、
	その後、同会議室の使用が禁止された。このため、組合から法人内
	会議室の使用、もしくは外部会議室を使用する場合の使用料金の負
	担を法人に求めたところ、法人が応じなかったため、本件申請に至
	った。
あっせんの経過	あっせんの実施に向けて説得を行ったが、法人側のあっせん不応
	諾の意思が固かったため、不開始を決定した。

6-2	【解決】
申請に至る経緯	会社の機密情報が記載された文書を撮影し、その情報(個人情
	報)を流出させたとして、執行委員長に対して行われた懲戒処分
	(出勤停止)について、機密情報には当たらないなどとして、処分
	の取消しを求めたところ、会社が応じなかったため、本件申請に
	至った。
あっせんの経過	あっせんにより、組合側が提示した解決案について、会社側が持
	ち帰って検討することとなり、その後も調整を続けたが、双方の合
	意条件には隔たりがあった。このため、当事者双方に対し、あっせ
	ん員からあっせん案を提示、説得を行った結果、執行委員長に対す
	る処分の訓戒への変更、未払給与の支払い、労使間協議の促進で合
	意し、解決に至った。

第2節 争議行為予告通知及び実情調査

1 争議行為予告通知

令和6年において、労働関係調整法第37条第1項の規定により、争議行為の予告 通知がなされたものは42件で、その概要は次のとおりです。

争議行為予告通知一覧

見出番号	通 知 者 (組合系統)	受付劣委	左記労 委受付 年月日	予 告 年月日 (以降)	争議項目	業種
1	国鉄労働組合 (全労協)	中労委	6. 2. 13	6. 2. 26	2024年4月1日以降の賃金の引上 げ等	鉄道業
2	山口赤十字病院労働組合 (医労連)	山口県	6. 2. 22	6. 3. 14	全日赤統一要求書及び時給の引 上げ等	医療業
3	日本トランスオーシャン航 空乗員組合 (なし)	中労委	6. 2. 20	6. 3. 9	賃金に関する要求、勤務に関す る要求	航空運輸 業
4	全日本赤十字労働組合連合会 (医労連)	中労委	6. 2. 22	6. 3. 14	全日赤2024年春闘統一要求(賃 金表の改善等)	医療業
5	全国電力関連産業労働組合総連合 (連合)	中労委	6. 2. 26	6. 3. 8	2024年春季生活闘争(賃金、賞与、労働協約改定)	電気業
6	エヌ・ティ・ティ労働組合 (連合)	中労委	6. 2. 28	6. 3. 11	賃金改善等	通信業
7	日本航空キャビンクルーユニオン (なし)	中労委	6. 2. 28	6. 3. 15	2024年春闘要求(安全運航の維 持・向上、賃金引上げ等)	航空運輸 業
8	全国労災病院労働組合 (医労連)	中労委	6. 2. 28	6. 3. 14	賃金引上げ等	医療業
9	ANAウイングス乗員組合 (日乗連)	中労委	6. 2. 28	6. 3. 15	労働条件に関する要求	航空運輸 業
10	全日本運輸産業労働組合連合会 (連合)	中労委	6. 2. 29	6. 3. 15	賃金引上げ、賃金制度の確立・改善、65歳までの定年延長の確立 と労働諸条件の改善等	道路貨物運送業
11	ロジスティード労働組合 (連合)	中労委	6. 3. 1	6. 3. 21	賃金引上げ、一時金	道路貨物 運送業
12	情報産業労働組合連合会 K D D I 労働組合 (連合)	中労委	6. 3. 1	6. 3. 14	2024年春闘要求(賃金の改善等)	通信業
13	全日本地域医療機能推進機構病院労働組合 (医労連)	中労委	6. 3. 1	6. 3. 14	2024年春闘要求 (2024年賃金引 上げ、中労委調停案 (2023年11 月)の早期実施等)、2024年度一 時金要求	医療業

見出番号	通 知 者 (組合系統)	受付货委	左記労 委受付 年月日	予 告 年月日 (以降)	争議項目	業種
14	日本私鉄労働組合総連合会 (連合)	中労委	6. 3. 4	6. 3. 15	24春闘 (月例賃上げ、年間臨時給 等)	道路旅客 運送業
15	日本航空乗員組合 (日乗連)	中労委	6. 3. 4	6. 3. 15	賃金に関する要求 (ベースアップ等)	航空運輸 業
16	日本航空(株) (使用者)	中労委	6. 3. 4	6. 3. 15	7番の争議行為に対抗するもの	航空運輸 業
17	日本航空(株) (使用者)	中労委	6. 3. 4	6. 3. 15	15番の争議行為に対抗するもの	航空運輸 業
18	郵政産業労働者ユニオン (全労連、全労協)	中労委	6. 3. 4	6. 3. 15	2024年4月1日以降の賃金引上げ 等	郵便業
19	全国港湾労働組合連合会 (なし)	中労委	6. 3. 8	6. 3. 19	各加盟組合の賃上げ、産別協定 の遵守・履行等	港湾運送 業
20	ジェイエア乗員組合 (日乗連)	中労委	6. 3. 11	6. 3. 22	人材確保のための労働条件是正 等の要求(賃上げ、多様な働き方 等)	航空運輸業
21	スターフライヤー乗員組合 (日乗連)	中労委	6. 3. 13	6. 3. 27	安全及び運航、賃金並びに勤務 に関する要求	航空運輸 業
22	株式会社スターフライヤー (使用者)	中労委	6. 3. 14	6. 3. 27	21番の争議行為に対抗するもの	航空運輸 業
23	サンデン交通労働組合 (連合)	山口県	6. 3. 21	6. 4. 1	2024年4月以降の賃金及び年間 臨時給与要求	道路旅客 運送業
24	山口赤十字病院労働組合 (医労連)	山口県	6. 5. 24	6. 6. 6	春闘要求(賃金引上要求)、勤務 評定制度の見直し、労働条件の 改善等	医療業
25	全日本運輸産業労働組合連合会 (連合)	中労委	6. 5. 27	6. 6. 7	一時金の要求、雇用対策と労働 協約の取り組み等	道路貨物 運送業
26	ANAウイングス乗員組合 (日乗連)	中労委	6. 6. 3	6. 6. 21	乗務員の待遇改善(休暇、各種手 当等)	航空運輸 業
27	日本航空キャビンクルーユ ニオン (なし)	中労委	6. 6. 3	6. 6. 21	2024年夏闘要求(安全運航の維持・向上、疲労リスク管理、賃金引上げ等)	航空運輸業
28	日本航空(株) (使用者)	中労委	6. 6. 10	6. 6. 21	27番の争議行為に対抗するもの	航空運輸 業
29	ジェイエア乗員組合 (日乗連)	中労委	6. 6. 25	6. 7. 8	人材確保のための労働条件に関 する要求(基本給、手当の増額 等)	航空運輸 業

見出番号	通 知 者 (組合系統)	受付労委	左記労 委受付 年月日	予 告 年月日 (以降)	争議項目	業種
30	全日本赤十字労働組合連合会 (医労連)	中労委	6. 8. 26	6. 9. 6	全日赤2024年度統一要求(賃金 引上げ、一時金要求等)	医療業
31	全日本地域医療機能推進機構病院労働組合 (医労連)	中労委	6. 10. 23	6. 11. 7	2024年末度統一要求(全施設対象の分類・統廃合計画の撤回、賃 金引上げ等)	医療業
32	山口赤十字病院労働組合 (医労連)	山口県	6. 10. 25	6. 11. 7	年末一時金等	医療業
33	全日本国立医療労働組合 (医労連)	中労委	6. 10. 25	6. 11. 7	24年度秋闘賃金・労働条件改善に関わる要求	医療業
34	ANAウイングス乗員組合 (日乗連)	中労委	6. 10. 25	6. 11. 15	乗員計画に関する要求、労働環 境に関する要求、労働条件に関 する要求	航空運輸業
35	日本航空キャビンクルーユ ニオン (なし)	中労委	6. 10. 30	6. 11. 15	2024年要求 (年末一時金、安全運 航の維持、向上に関する要求等)	航空運輸 業
36	全日本運輸産業労働組合連合会 (連合)	中労委	6. 11. 1	6. 11. 15	年末一時金、雇用対策等	道路貨物 運送業
37	日本航空(株) (使用者)	中労委	6. 11. 1	6. 11. 15	35番の争議行為に対抗するもの	航空運輸 業
38	スターフライヤー乗員組合 (日乗連)	中労委	6. 11. 6	6. 11. 18	安全及び運航、賃金、勤務並びに 福利厚生に関する要求	航空運輸 業
39	株式会社スターフライヤー (使用者)	中労委	6. 11. 8	6. 11. 19	38番の争議行為に対抗するもの	航空運輸 業
40	日本私鉄労働組合総連合会 (連合)	中労委	6. 11. 12	6. 11. 23	私鉄総運秋闘統一要求の未到達 事項の解消	道路旅客 運送業
41	ジェイエア乗員組合 (日乗連)	中労委	6. 11. 18	6. 12. 6	人材確保のための労働条件に関 する要求(基本給、手当の増額) 等	航空運輸業
42	日本トランスオーシャン航 空乗員組合 (なし)	中労委	6. 11. 19	6. 12. 6	賃金に関する要求	航空運輸 業

内訳

通知者別でみると、労働組合からの通知は36件で全体の約85.7%を占め、使用者からの通知はいずれも航空運輸業の6件で全体の約14.3%を占めています。また、業種別でみると、最も多いのが航空運輸業の20件で全体の約47.6%を占め、次いで多いのが医療業の9件で約21.4%を占めています。

(業種別構成比一覧)

業種	件数(件)	構成比(%)	備考
鉄道業	1	2. 4	
道路旅客運送業	3	7. 1	
道路貨物運送業	4	9. 5	
航空運輸業	2 0	47.6	うち、6件は使用者からの通知
郵便業	1	2. 4	
通信業	2	4.8	
医療業	9	21.4	
電気業	1	2. 4	
港湾運送業	1	2. 4	
計	4 2	100.0	

2 実情調査

令和6年に実施した実情調査は2件で、これはあっせん申請に係るものです。

なお、争議行為の予告通知のあった労働関係については、労働事情の調査を行う県 労働政策課等から情報を収集してその動向を見守ってきましたが、県民生活に影響を 及ぼすおそれのある情報がなかったことから、令和6年は、当該予告通知に係る実情 調査を実施しませんでした。

第3節 個別的労使紛争あっせん事件

1 概況

個別的労使紛争のあっせんは、本県の要領に基づき、労働者個人と事業者の間のトラブルについて、自主的な解決ができない場合に、労働委員会が公正・中立な第三者機関として、トラブルの解決を支援する制度です。

令和6年に係属した個別的労使紛争あっせん事件は、新規申請の1件でした。

年次別あっせん事件取扱件数

E //	年 次									
区 分	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
前年から繰越し	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0
新規申請	5	5	6	6	2	2	1	1	1	1
計	5	5	6	6	4	2	1	2	1	1

あっせん事件一覧

-1.5	申請者			申請年月日	終結	
事件番号	中 明 1	あっせん事項	あっせん員	終結年月日		
留万	業種			日数(回数)	区分	
	労働者	離職票における退職理由の	(公)通山	6. 7. 23		
6-1		変更、慰謝料相当額の支払	(労)長山	6. 8. 28	解決	
	道路旅客運送業	V	(使)田村	37(1)		

2 あっせん事件の概要

6-1	【解決】
申請に至る経緯	申請者は、パワハラによって退職を余儀なくされたとして離職
	票の退職理由変更及び慰謝料相当額の支払いを求めたが、会社側
	が応じなかったため、本件申請に至った。
あっせんの経過	あっせんにおいて会社側の意向を確認したところ、退職理由の
	変更については合意困難であるとの意向が示されたことから、申
	請者の了承を得た上で、解決金に絞って調整を行った。
	最終的に、会社側の提示額に申請者が合意し、解決に至った。

第3章 審查関係

第1節 不当労働行為審査事件

1 概況

不当労働行為の審査は、労働組合法第27条の規定に基づき、労働者又は労働組合からの救済申立てにより、使用者による不当労働行為があったかどうかの判定をし、救済命令を出すことによって正常な労使関係の維持を図ろうとする制度です。

令和6年に係属した不当労働行為審査事件は、前年からの繰越し1件、新規申立て0件の計1件でした。

なお、当委員会では、救済申立てから終結までの審査期間の目標を10か月以内としています。令和6年に終結した事件の平均処理日数は、954日でした。

年次別不当労働行為審査事件取扱件数

	年 次									
区 分	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
前年から繰越し	1	0	1	5	2	0	1	3	2	1
新規申立て	0	2	4	1	0	1	2	1	0	0
計	1	2	5	6	2	1	3	4	2	1

不当労働行為審査事件一覧

事件番号	申立内容	法7条 申立年月日		終結区分	処理日数	
ず什留力	中立自在	該当号	終結年月日	於加区刀	是 年 日	
3-2	不利益取扱い	1号	3. 11. 24	棄却	954日	
0.2	支配介入	3号	6.7.4	水	301H	

2 不当労働行為審査事件の概要

(1) 山労委令和3年(不)第2号

申 立 人 X1(労働組合)

被 申 立 人 Y (会社)

請求する救済の内容

命令書(写)のとおり

当事者の主張

命令書(写)のとおり

処理 経過

申立て以来、職員調査2回、委員調査9回、審問2回を行った。

令和4. 2.17 職員調査(申立人側、被申立人側)

2. 9 審査目標決定

4.11 第1回委員調査

6.28 第2回委員調查

9.26 第3回委員調査

令和 5. 2.13 第4回委員調査

4. 17 第5回委員調査

6.29 第6回委員調査

8.16 第7回委員調査

12.11 第8回委員調査及び審問

令和6. 1.29 第9回委員調査及び審問、結審

6. 27 公益委員会議(組合資格審査決定·命令決定)

7. 3 命令書写し発送(配達証明郵便)

7. 4 命令書写し交付(郵便到達確認)

担当委員

審查委員 (公)通山

参与委員 (労) 中元、(使) 田村

命 令 書(写)

申 立 人 X1組合

代表者 執行委員長 A1

被申立人 Y会社

代表者 代表取締役 B1

上記当事者間の山労委令和3年(不)第2号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和6年6月27日、第603回公益委員会議において、会長公益委員近本佐知子、公益委員有田謙司、同通山和史、同中村美紀子、同浜崎大輔が合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、被申立人Y会社(以下「会社」という。)が、申立人X1組合(以下「組合」という。)の組合員であるA2(以下「A2」という。)につき令和3年5月31日付けで雇用を終了したことが、同人に対する不利益取扱いであり、かつ、組合組織に対する支配介入の不当労働行為であるとして、同年11月24日に救済申立てがあった事案である。

2 請求する救済の内容の要旨

- (1)会社は、令和3年5月31日付けで行われたA2に対する雇止めを撤回し、A2 が労働契約上の権利を有する地位にあることを認めること。
- (2)会社は、当委員会による救済命令交付の翌日から2週間、被申立人社屋入口に謝 罪文を掲示すること。

第2 争点

- 1 会社が、「定年後継続雇用対象選定基準」に基づき、A2との雇用関係を令和3年 5月31日で終了したこと(以下、会社がA2との雇用関係を終了したことを「本件 雇用関係の終了」という。)は、労働組合法(以下「労組法」という。)第7条第1号 に該当するか。
- 2 本件雇用関係の終了は、労組法第7条第3号に該当するか。

第3 当委員会の認定した事実

- 1 当事者
- (1) 会社

会社は、肩書地に本店を置く一般乗用旅客自動車運送事業等を営む株式会社(いわゆるタクシー会社)であり、本件申立時の従業員数は106名である。

(2)組合

組合は、肩書地に本部を置き、福岡県及び山口県の地域に居住又は勤務する労働者を対象とする合同労組である。

平成26年2月に会社の乗務員の一部が組合に加入し、会社内に組合分会が結成された。本件申立時の組合分会の組合員数は3名である。

なお、組合分会の他に会社内には、C1組合(以下「他組合」という。)が結成されているが過半数組合ではない。

【乙56】

2 乗務員の勤務シフト

- (1)会社は、毎月1日を起算日とする1か月単位の変形労働時間制を採用しており、 乗務員の各労働日や所定労働時間等が決められている勤務シフトは個人別に指定 する交番表により定められている。
- (2) 勤務シフトは、基本的にはいずれも16日間を一つのサイクルとするものであり、「日勤」、「夜勤」、日勤と夜勤が混在している「16交番」、及び一週間を一つのサイクルとし、毎週平日のみ日勤勤務を行い、土曜日及び日曜日を公休日とする「平日日勤」がある。16交番、夜勤及び日勤の一部には、需要が高まる時期や時間帯に対応するための時間外勤務が最初からシフトに組み込まれている(シフト内残業)が、平日日勤にはシフト内残業は組み込まれていない。
- (3) A 2 は、平成 2 9年 5 月 1 4 日まで 1 6 交番で勤務しており、シフトには、シフト内残業が組み込まれていたほか、夜勤が予定されており、週末の勤務も設定されていた。

【乙56】

3 A 2 の入社から本件雇用関係の終了に至るまでの経緯等

(1) A2入社からC2組合解散までの経緯について

ア A2は、平成15年4月14日に会社にタクシー乗務員として入社した。入社 当時、会社内に労働組合はなかったが、その後、C2組合が結成され、A2が加入した。

イ 平成19年頃、C2組合が分裂し、他組合が結成された。

ウ 平成20年6月20日頃、C2組合と他組合が共闘して賃金引上げのためストライキを行った。これに対し、会社は、業務上の損害を被ったとして提訴した。

エ 平成22年頃、C2組合は解散した。

【甲34、争いのない事実】

(2) 最低賃金に係る労使合意締結に至るまでの経緯について

ア 平成25年12月3日、会社と他組合が賃金協定書を締結した。その内容は、 賃金の計算方法が月間営業収入額30万円以上と30万円未満で異なり、30万 円未満では当該収入額に一定の支給率を乗じた金額を賃金とするもの(以下「賃 金制度」という。)であった。

イ 平成26年2月26日、A2が組合に加入し、組合分会を結成して、分会長に

就任した。また、同年3月、A3(以下「A3」という。)及びA4(以下「A4」という。)が組合に加入し、A3が組合分会の副分会長に就任した。

なお、その後A3及びA4は退職し、会社がA2との雇用関係を終了した令和3年5月31日当時、A2は会社内において唯一の申立人の組合員であった。

【乙56、A1調書P18】

- ウ 平成26年以降、組合は、賃金制度により月間営業収入額30万円未満の乗務 員には最低賃金を下回る賃金しか支払われない旨主張し、会社と交渉を続けなが ら、労働基準監督署(以下「労基署」という。)への刑事告訴などを行った。
- エ 平成26年12月1日、会社は労基署から最低賃金法(以下「最賃法」という。) 及び労働基準法(以下「労基法」という。)第37条違反に係る是正勧告を受け た。
- オ 平成27年2月18日、A2、A3及びA4が、会社が労基署からの是正勧告 に従わないとして、労基署に最賃法及び労基法第37条違反を刑事告訴した。
- カ 平成28年5月12日、A2、A3及びA4が、会社を被告とする訴状を簡易裁判所に提出し、同年9月2日、当該訴状に係る訴訟が地方裁判所に移送された。この内容は、実労働時間を基に算定すると会社の賃金支給額が最低賃金を下回っていること、また、有給手当が支給される場合に賃金支給額から一定額が差し引かれていることから、不足するこれらの差額分が未払賃金であるとして、会社に対してその支払を請求するものであった。
- キ 平成29年2月28日、会社と組合、組合X2支部、A2、A3及びA4が、 上記オ及びカの争いについて労使合意書を締結した。この内容は、会社が解決金 を支払う一方で、A2、A3及びA4が訴訟や刑事告訴を取り下げるといったも のであった。

【甲5、14】

(3) A2の勤務シフト変更等について

- ア 平成26年2月13日頃、会社は、A2に対して、以下の要旨の「改善指導並 びに警告書」と題する文書を交付した。
 - (ア) 平成25年度の月間の平均営業収入額(285,248円)は、同一勤務者の平均(365,711円)と比較すると極めて低劣である。
 - (イ) 改善の兆しがなければ、就業規則に反し、解雇することもあり得るので、文書をもって改善指導に当たり、今後の奮起を促すとともに警告する。
- イ 平成26年11月14日、会社は、A2に対して、同月12日付けで以下の要 旨の改善指導書を交付した。
 - (ア) 平成26年9月及び10月の月間営業収入額は極めて低劣で、2か月連続で30万円を超えていない。
 - (イ) A 2 の主な営業場所は、日中は幡生での待機、午後及び夜間は駅での待機が中心となっており、売上げが見込まれる週末の夜においても自ら積極的に営業する姿勢が希薄であって、そのことが低収入の原因である。
 - (ウ) 改善の兆しがなければ、就業規則に反するので何らかの処置をとる可能性 があり、そのようなことがないよう今後の奮起を促す。

ウ 平成27年10月22日、朝の点呼時に、業務課長がA2に対して休憩時間を 正しく取るように指導をしたところ、A2は自分のスマートフォンで同課長を撮 影した。これ以降、A2は、会社から指導や注意があるとスマートフォンで撮影 するようになった。なお、本件審問廷においても、A2は、このことを認めてい る。

【乙56、A2調書P21】

エ A2は、60歳となったために平成28年5月31日に定年退職となったが、 会社はA2と、雇用期間を同年6月1日から平成33年5月31日までとする嘱 託雇用契約を締結した。

この嘱託雇用契約書には、「雇用期間中の運収実績、出勤率、事故件数及び事故内容、営業能力、勤務態度、接遇スキル、健康状態などを総合的に判断して次回の雇用契約の更新を決定します。更新されないことがあることをご理解ください。」と記載されていた。

【甲1、争いのない事実】

オ 平成28年12月25日、会社は、「労働時間管理の徹底について」と題する 文書を社内に掲示し、従業員に対して説明を行った。その概要は、月間営業収入 額が30万円を下回った乗務員について、会社が労働時間と生産性の整合性の確 認を行い、整合性が確認できない場合は、当該乗務員から報告書の提出を求める などして労働時間該当性について協議することとし、労働時間と生産性が確認で きない場合は、待機場所の見直しを求めるなど直ちに会社が当該乗務員に対する 教育に取り掛かる、この場合、勤務は8時間の日勤に変更する、というものであ った(以下、会社が、労働時間と生産性の整合性の確認ができないなどと判断し た乗務員の勤務を平日の日勤に変更する期間を「教育期間」という。)。

【甲14、乙56】

カ 平成29年5月11日、会社は、A2を呼び出し、協議を行った。会社が同年4月において16交番の乗務員で月間営業収入額が30万円を下回ったのは病気の治療や病気欠勤などの者を除くとA2だけであった旨を告げたところ、A2は今までどおり働いて頑張ると答えた。そして、会社がマイクロバスを運行したらどうかと提案するも、A2はそれを断るとともに、売上げが悪い月は改善したいなどと述べる一方で、タクシーは水物だから仕方がない、良い仕事を回して欲しいなどと発言した。最終的に、会社は、A2に業務命令を出す旨を告げた。

【乙56】

キ 平成29年5月15日、会社は、A2に対し、同日付けで業務命令書を発出した。この業務命令書には、過去の度重なる改善指導においても営業方法・勤務態度に改善が見られないことや、売上げが同一勤務者と比較して極めて低劣であること、また、同月11日の事情聴取においてA2の主張した労働時間と生産性の整合性の確認ができなかったため、生産性向上のための教育期間として、勤務時間・待機場所・休憩時間等を指示することなどが記載されていた。

この業務命令により、平成29年5月15日から、A2の勤務シフトは16交

番から平日日勤(8時から17時までの勤務)に変更(以下「本件シフト変更」という。)となり、それは本件雇用関係の終了時まで継続した。

なお、A3についても、平成29年4月17日に、A2と同様に、勤務シフトを16交番から平日日勤へ変更する旨の同月14日付け業務命令書が交付されている。

【甲7、8、14、乙56】

ク 平成29年7月12日、組合は、本件シフト変更及びA3に対する勤務シフトの変更が不利益取扱い及び支配介入にあたるとして当委員会に対し、不当労働行為救済申立て(以下「前救済申立て」という。)を行った。当委員会は組合の申立てを棄却し、これを不服とした組合は中央労働委員会に対して再審査を申し立てたが、中央労働委員会は、令和5年4月19日、この再審査申立てを棄却した。これに対し、組合は行政訴訟を提起しなかったため、組合の申立ての棄却が確定した。

【当委員会に明らかな事実、A1調書P9】

- (4) 令和2年1月1日の就業規則の変更から令和3年4月20日の団体交渉申入れまでの経緯について
 - ア 下記5(6)のとおり、会社は、令和2年1月1日を施行日として就業規則等を変更し、正社員、無期フルタイマー及び無期パートタイマーの定年を満65歳とした。会社は、これに伴い、従業員に対し、就業規則等の改訂版を点呼場に設置したことを知らせる主旨の、令和元年12月23日付けの「正社員就業規則及び非正規社員就業規則等の改訂版について」と題する文書を、また、60歳から64歳までの有期フルタイマーに対し、申出や手続不要で雇用形態を正社員に変更することを知らせる主旨の、令和2年1月1日付けの「60歳から64歳までの定年後再雇用嘱託雇用契約者及び嘱託雇用契約者(ともに有期フルタイマー)の正社員転換について」と題する文書を作成し、その後も両文書を保存していた。なお、就業規則には、上記雇用形態の変更の取扱いに関する規定はない。

[28, 9, 16, 17-1]

イ 会社は、A 2 に対し、令和 2 年 4 月 2 7 日付けの「業務命令書」と題する文書により、新型コロナウイルス感染症の影響のため、令和 2 年 5 月 1 日から同月3 1 日までの間、休業するよう命じたが、結局のところ、A 2 の休業は本件雇用関係の終了時まで継続した。このため、A 2 は休業期間中、健康診断以外で会社に出てくることはなかった。

【甲17、A2調書P27】

ウ 会社は、A2に対し、令和3年4月3日付けの「定年退職通知書」と題する 文書により、令和3年5月31日で定年退職となる旨を通知した。

【甲19】

エ A2は、会社に対し、2021年4月12日付けの「再雇用継続申入書」と題する文書により、65歳の定年後の再雇用を申し入れた。

【乙3】

オ 会社は、A2に対し、令和3年4月15日付けの「再雇用継続申入書へのご回

答(定年退職再通知)」と題する文書により、正社員就業規則第65条(定年)の規定に基づき、雇用契約の継続は行わないことを決定した旨を通知した。

【甲20】

カ 組合は、会社に対し、2021年4月20日付けの「団体交渉申入書」と題する文書により、65歳以上の従業員は本人の希望があれば引き続き継続して雇用しているのに、A2のみ理由も言わず雇用継続しないことは不誠実であり労組法第7条に抵触する不当労働行為であるとして、団体交渉を申し入れた。

【甲21】

- (5) 令和3年5月7日の団体交渉等について
 - ア 組合は、上記(4)カの申入れについて、会社と団体交渉を行った。団体交渉には、会社側から、当時業務係長であったB2(以下「B2」という。)、B3弁護士、組合側から、A1執行委員長、A2が出席した。
 - イ 最初に、会社代表取締役B1からA2あての、以下の要旨の文書(以下「理由書」という。)を会社側が読み上げ、その後組合側に手交された。
 - (ア) 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが大幅に落ち込んでいる。 また、売上げの激減だけでなく、諸々のコストも上昇し、事業環境は極めて厳 しい状況になっている。
 - (イ)人員のスリム化などを進め、身の丈に合った経営で難局を乗り切るしかない。
 - (ウ) 漫然と乗り込み客を期待するだけの駅待ちや辻待ち、また、無線配車が期待できない場所での着け待ちなどは、もはや絶対に許されない。社員には、今まで以上に積極的に自分自身で学習し、消費動向に合わせて個々人の営業スタイルを変えていくことができる能力と意欲が必要となった。
 - (エ) 弊社は貴殿が期待する水準を満たしているとは言えない、と判断した。
 - ウ 団体交渉においては、組合側が会社側に対し、再三にわたって、定年後再雇用の採否の判断基準の有無について質問し、基準があるのであれば提示するよう求めたが、会社側は、定年後継続雇用対象選定基準(後述の5の「対象選定基準」)の存在について明言しなかった。

また、組合側が会社側に対し、A2が再雇用されない理由について質問したところ、会社側は、A2が「対象選定基準に定める採用基準を満たさないと判断したこと」を明確に説明しなかった。

なお、定年後再雇用の採否の判断基準について、会社側は以下のような発言をした。

「…60歳定年のときに一定の基準はあったけど、今このコロナ禍とか、あるいは定年が70まであの延びるって、70歳までになると、より、あのう、今定年が65まで延びてるんで、基準としてはより厳しくなりますと。その中で、その基準を超えるほどのA2さんがその成績を納めているとは考えられないんでっちいうことです。」

「今のこの65歳になってからの基準はまだないし。」

「…だからもう明確な、こうガチガチな基準っちいうんじゃなくて、おおむねこ

ういうところを見て決めてますっちいうのなら全然出せますけどね。」

【甲22、33-1、33-2】

エ その後、令和3年6月25日、同年7月13日及び同年12月1日に団体交渉が行われたが、結局、会社は組合に対し、対象選定基準の有無や、A2が同基準に定める採用基準を満たさないために再雇用しなかったことを、明確・詳細には説明しなかった。

【A1調書P5、争いのない事実】

4 平成31年2月から令和3年4月までの労使交渉等

平成31年2月から、会社がA2に対し定年退職通知を行った令和3年4月までの間の労使交渉等の概要は以下のとおりである。

なお、下記労使交渉等の状況は、本件審査において当事者双方から提出された書 証に基づくものである。

(1)組合は、会社に対し、2019年2月26日付けの「団体交渉申入書」と題する 文書により、「労働委員会係争事案」、「2019度賃上げ及び付帯要求(原文のまま)」 の2つの項目について団体交渉を申し入れた。

【甲44-1】

(2)会社は、組合に対し、平成31年2月28日付けの「回答書」と題する文書により、上記(1)の団体交渉申入れに対する回答を行った。回答書には、2019年2月26日の組合の団体交渉の申し入れ態様(会社の営業時間中に突然組合員約15名が点呼場に無断で侵入、占有して騒擾し、団体交渉の申入れを行ったこと)について抗議すること、また、団体交渉の日時については、別途連絡すること等が記載されていた。

【乙50-1】

(3)組合は、会社に対し、2019年3月5日付けの「要求書」と題する文書により、「2019年度賃上げ要求額について」、「労働諸条件改善要求について」の2 つの項目について要求等を行った。

なお、「労働諸条件改善要求について」において、組合は、「組合員の不当な職務変更は撤回し、その間の不利益賃金部分について支払うこと」などを要求した。

乙2

(4)組合は、会社に対し、2019年6月18日付けの「要求書」と題する文書により、「2019年度夏季一時金要求について」、「春闘要求未解決事項など労使懸案事項の解決をすること」、「組合員の不当な職務変更は撤回し、その間の不利益賃金部分について支払うこと」及び「労使懸案事項の解決」の4つの項目について要求等を行った。

【甲44-2】

(5)会社は、組合に対し、令和元年6月24日付けの「回答書」と題する文書により、 上記(4)の要求等に対する回答を行った。回答書には、夏季一時金については、一 時金に係る規定がないため要求には応じられない、労使懸案事項は存在しない、不 当な職務変更や賃金における不利益な取扱いは存在しない、といった会社の見解等 が記載されており、回答書の末尾には「本回答は団体交渉を拒否するものではあり ません。文書回答に疑義がございましたら、別途団体交渉の申し入れて下さい。(原文のまま)」と記載していた。

[250 - 2]

(6)組合は、会社に対し、2019年11月8日付けの「要求書」と題する文書により、「2019年度年末一時金要求について」、「労使懸案事項(不当、違法な職種転換、賃金労働条件の不利益変更、未払い賃金の支払い問題等)の早急に解決をすること」の2つの項目について要求等を行った。

【甲44-3】

(7)会社は、組合に対し、令和元年11月14日付けの「回答書」と題する文書により、上記(6)の要求等に対する回答を行った。回答書には、業務多忙のため、組合が指定した期間での団体交渉に応じられないため、取り急ぎ文書によって回答するとし、団体交渉が可能な日時等を記載していた。なお、組合の要求等に対する回答内容は、基本的には上記(5)と同様であった。

[250 - 4]

(8)会社は、組合に対し、令和元年12月3日付けの「通知書」と題する文書により、 上記(6)の要求等に係る団体交渉の日時の調整に対し、組合から回答がないため、 会社が組合に対して行った文書回答で納得したものと会社は理解させてもらうこ となどを伝えた。

[250 - 3]

(9)組合は、会社に対し、2020年2月21日付けの「団体交渉申入書」と題する 文書により、「2020年度賃上げ及び付帯要求の主旨説明」及び「働き方改革関 連法について」の2つの項目について団体交渉を申し入れた。

【甲44-4】

(10) 会社は、組合に対し、令和2年3月2日付けの「回答書」と題する文書により、 上記(9)の団体交渉申入れについて、業務多忙のため、組合が指定した日時での応 諾はできない旨を回答した。

【乙50-5】

(11) 組合は、会社に対し、2020年3月3日付けの「要求書」と題する文書により、「2020年度賃上げ要求額について」及び「労働諸条件改善要求について」の2つの項目について要求等を行った。

なお、「労働諸条件改善要求について」において、組合は、「組合員の不当な職務変更は撤回し、その間の不利益賃金部分について支払うこと」を要求した。

【甲44-5】

(12) 会社は、組合に対し、令和2年3月9日付けの「回答書」と題する文書により、 上記(11)の要求等に対する回答を行った。回答書には、業務多忙により、組合が指 定した日までの団体交渉には応じられないため、取り急ぎ文書によって回答するこ と、また、組合の要求に対する回答として、賃上げ要求については、燃料費の高騰 等諸経費の上昇が著しく応じられない、労働諸条件改善要求については、不当な職 務変更や不利益賃金は存在しない、という会社の見解等が記載されていた。

【乙50-6】

(13) 組合は、会社に対し、2020年5月8日付けの「団体交渉申し入れ書」と題する文書により、「貴社は雇用調整助成金の申請はいつからいつまでするのか明らかにすること」、「雇用調整助成金の申請用紙(労使協定書、助成額算定書、休業実績一覧表、休業実施計画届)を明示すること」、「休業の具体的な内容について書面で提出すること」、「当労組は、休業時の賃金補償は100%とすること」、「貴社の経営内容を明らかにすること」及び「不当労働行為救済事件について解決すること」を求めて団体交渉を申し入れた。

【甲44-6】

(14) 会社は、組合に対し、令和2年5月13日付けの「回答書」と題する文書により、上記(13)の団体交渉申入れに対する回答を行った。回答書には、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、文書によって回答する旨、また、「貴組合員に対する休業の説明について」、「雇用調整助成金について」、「休業について」、「経営内容について」及び「不当労働行為について」の5つの項目に対する会社の見解等が記載されており、その末尾には、「本回答は団体交渉を拒否するものではありません。その他に個別具体的な要求がございましたら、別途申し入れてください。」と記載されていた。なお、この一文は、以下の(16)及び(18)の回答書にも記載されていた。

【甲44-7】

(15) 組合は、会社に対し、2020年6月5日付けの「団体交渉申し入れ書」と題する文書により、労働条件通知書に係る説明、休業者の人選基準等に係る説明、雇用調整助成金に係る説明、中央労働委員会で進められている和解における16交番のシフトに関する説明、会社の経営内容に関する説明及び不当労働行為救済事件に係る解決を求めて団体交渉を申し入れた。

【甲44-8】

(16) 会社は、組合に対し、令和2年6月8日付けの「回答書」と題する文書により、 上記(15)の団体交渉申入れに対する回答を行った。回答書には、新型コロナウイル ス感染症の影響を考慮し、文書によって回答する旨、また、上記(15)の要求に対す る会社の見解等が記載されていた。

【甲44-9】

(17) 組合は、会社に対し、2020年6月19日付けの「要求書」と題する文書により、「2020年度夏季一時金要求について」、「春闘要求未解決事項など労使懸案事項の解決をすること」、「組合員の不当な職務変更は撤回し、その間の不利益賃金部分について支払うこと」及び「労使懸案事項の解決」の4つの項目について要求等を行った。

【甲44-10】

(18) 会社は、組合に対し、令和2年6月29日付けの「回答書」と題する文書により、 上記(17)の要求等に対する回答を行った。回答書には、新型コロナウイルス感染症 の影響を考慮し、文書によって回答する旨記載されており、組合の要求等に対する 回答内容は、基本的には上記(5)と同様であった。

【甲44-11】

(19) 組合は、会社に対し、2020年7月3日付けの「団体交渉申し入れ書」と題す

る文書により、労働条件通知書における賃金支払に関する記載、休業者についての 人選の基準等に係る詳細な説明、雇用調整助成金に係る具体的な説明等、中央労働 委員会で進められている和解における16交番のシフトの残業時間に係る説明等 及び不当労働行為救済事件に係る解決を求めて団体交渉を申し入れた。

なお、上記申入れ及び以下の(21)、(22)、(25)、(27)の組合からの団体交渉申入れに対する会社からの回答が証拠として提出されていないことについて、本件審問廷において、審査委員が「…書面で回答がきているのではなかろうかという印象ですか。」と質問したのに対し、組合側は、「そんな感じですかね、はい。」と証言した。

また、審査委員からの「特にコロナ禍中心に会社側から書面での回答があったかと思うが、書面回答に対して、例えば『書面ではなく直接交渉すべきである』とかいうような要求はされたことはあるか」という旨の質問に対し、組合側は、「ほとんどないですね。賞与交渉を要求しても、なかなか組合員が在席していない形になってますんで、なかなか賞与交渉とか賃上げ交渉とか開催しても難しいという現状がございますんで。再反論というのはしていません。」と証言した。

【甲44-12、A1調書P19】

(20) A 5 (以下「A 5」という。)及びA 6 (以下「A 6」という。)は、令和2年9月 1日付けで組合に加入した。

【A1調書P19】

(21) 組合は、会社に対し、2020年9月4日付けの「団体交渉申し入れ書」と題する文書により、①新型コロナ関連の雇用調整助成金の給付終了に伴い、約20名を解雇するとの会社側の発言に係る説明等、②組合員への過去3年間の未払賃金の支払、③労働条件通知書における賃金支払に関する記載、及び④労使懸案事項の解決を求めて団体交渉を申し入れた。

【甲44-13】

(22) 組合は、会社に対し、2020年10月2日付けの「団体交渉申し入れ書」と題する文書により、新型コロナウイルス感染症の影響で雇止めするとしている組合員の雇用継続及び上記(21)の②から④までの対応を求めて団体交渉を申し入れた。

また、令和2年10月頃、A5及びA6の未払賃金について、労基署に最賃法違反の告発をした。

【甲44-14、争いのない事実】

(23) 組合は、会社に対し、2020年10月28日付けの「雇用契約内容の一方的不利益変更に関する抗議及び申入書」と題する文書により抗議等を行った。

その内容は、会社は、これまで長年、有期雇用を繰り返したA5及びA6について、次回の契約更新をしないとして一方的に不利益変更を行い、その理由として、雇用調整助成金が12月で終了するなどとしているが、両組合員と同じ勤務形態の乗務員が20名以上在籍している中、両組合員を対象とすることは不当労働行為である可能性があるなどとして抗議するとともに、契約更新を申し入れるといったものであった。

【甲44-15】

(24) 会社は、組合に対し、令和2年11月3日付けの「回答書」と題する文書により、上記(23)の抗議等に対する回答を行った。回答書には、コロナ禍により需要を大幅に喪失したため、非正規社員のうち、65歳以上の有期パートタイマー(週所定労働時間が30時間未満)を対象に雇用契約期間を短縮し、「次回は更新しない」こととした、などの会社の見解等が記載されていた。

[250 - 7]

(25) 組合は、会社に対し、2020年11月6日付けの「団体交渉申し入れ書」と題する文書により、A5及びA6の雇用継続や、不払の残業手当の支払等を求めて団体交渉を申し入れた。

(26) 令和2年11月、労基署は、A5及びA6に関する最賃法違反について、会社に 勧告を行った。

【争いのない事実】

(27) 組合は、会社に対し、2020年12月4日付けの「団体交渉申し入れ書」と題する文書により、A5及びA6の雇用継続や、不払の残業手当の支払等を求めて会社に団体交渉を申し入れた。

その後、組合は会社と、A5及びA6について、令和3年2月末日までの雇用延長で合意し、会社は、A5及びA6に対して、上記(22)、(26)に係る賃金を支払った。

【甲44-17、争いのない事実】

(28) 令和3年2月27日、会社から雇止めを通告されたA7(以下「A7」という。)、A8(以下「A8」という。)及びA9(以下「A9」という。)が組合に加入した。

【A1調書P19】

(29) 組合は、会社に対し、2021年2月27日付けの「団体交渉申入書」と題する 文書により、A7、A8及びA9に対する時間外未払賃金等の支払や、雇用延長等 を求めて団体交渉を申し入れた。

【甲44-18】

(30) 会社は、組合に対し、令和3年3月1日付けの「「雇用契約延長の申し入れ書」及び「団体交渉申入書」について」と題する文書により、上記(29)の団体交渉申入れ等に対する回答を行った。回答書には、A5及びA6については、雇用契約の更新を求めないことで合意済であること、また、団体交渉の日時については、別途連絡すること等が記載されていた。

[Z50-8]

(31) 組合は、会社に対し、2021年3月5日付けの「要求書」と題する文書により「2021年度賃上げ要求額について」及び「労働諸条件改善要求について」の2つの項目について要求等を行った。なお、「労働諸条件改善要求について」において、組合は、「コロナ禍での雇止め解雇については、雇用調整助成金などを活用し断じて行わないこと」や「組合員の不当な職務変更は撤回し、その間の不利益賃金部分について支払うこと」などを要求した。

【甲18】

(32) 令和3年3月9日、組合と会社は団体交渉を行い、A7、A8及びA9について、同年4月末日までの雇用延長で合意した。また、令和3年4月10日、A7、A8及びA9に対して、最賃法違反分の賃金が振り込まれた。

【争いのない事実】

5 対象選定基準策定前の判断基準等

会社は、「定年後継続雇用対象選定基準(2021.4~)」と題する文書により、 定年となった正社員を再雇用等するか否かを判断する基準(以下「対象選定基準」と いう。)を策定したと主張するが、それ以前の基準の策定状況等は以下のとおりであ った。

(1) 会社とC2組合及び他組合は、平成18年9月6日付けで継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に関する協定書(以下「協定書」という。)を締結した。 なお、協定書のうち、主な部分は以下のとおりである。

(継続雇用制度の対象者に係る基準)

- 第1条 次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する者については、就業規則 第33条に基づく定年の到達後、高年齢者雇用安定法第9条第1項に定めら れる年齢まで嘱託社員として継続雇用する。
 - (5)過去2年間の月間平均営業収入が30万円以上の者
 - (6) 過去2年間に、重大事故を惹起していない者
 - (7)過去2年間に、有責事故が3回以下の者

(有効期限)

第2条 本協定の有効期限は、平成18年4月1日から平成19年3月28日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

【乙24、25】

(2)会社は、施行日を平成18年4月1日とする就業規則の変更を行い、平成18年9月11日に下関労働基準監督署に就業規則(変更)届を提出した。その内容は、改正前の就業規則第33条を「従業員の定年は満60歳とし、満60歳の誕生日又は誕生日の属する月の末日をもって退職とする。但し、本人が引続き勤務を希望する場合は、高年齢雇用安定法第9条に基づき、次の各号(別表1)に該当する者を別表2に定める年令まで嘱託社員として継続雇用する。」と改定するなどのものであった。

上記別表1は、協定書第1条と全く同じ内容である。(以下、平成18年4月1日から施行された継続雇用制度の対象者に係る基準を「平成18年選定基準」という。)

[乙24、25]

(3) その後、会社は、施行日を平成25年4月1日とする就業規則の変更を行い、平成25年5月15日に下関労働基準監督署に就業規則を提出した。その内容は、改正前の就業規則第33条を「(定年)第39条 従業員の定年は満60才とし、その誕生日の属する月の末日をもって当然退職する。但し、本人が希望し、本規則の

解雇事由または当然退職事由に該当しない者については、65歳まで継続雇用する。」と改定するなどのものであった。なお、第38条(当然退職)には、退職の意思があるかどうかにかかわらず当然に労働契約を終了する当然退職事由として、死亡したときなどが規定されている。

また、この就業規則の変更に伴い、60歳定年時に解雇事由又は当然退職事由に 該当しない限り、本人が希望すれば継続雇用されることとなったとして、協定書は 破棄された。

【乙11、争いのない事実】

(4)会社は、上記(3)の就業規則変更に伴い、正社員が60歳定年後に再雇用され 65歳に到達した際に改めて嘱託雇用契約又は定時制雇用契約をするかの判断や、 非正規社員を継続雇用するかどうかを判断するため、平成18年選定基準をほぼ 踏襲した内容の「定年(60歳)継続雇用チェック表」及び「嘱託・定時制 継続 雇用チェック表」を平成25年4月に作成した、と主張している。

「定年(60歳)継続雇用チェック表」及び「嘱託・定時制 継続雇用チェック表」には、ともに以下の項目がある。

5 過去1年間の月間平均営業収入が30万以上

なお、会社は上記チェック表を内規としていた旨主張しており、作成に当たり、労働組合等と協議等を行った様子はない。

【乙19、20】

(5) 会社は、施行日を平成28年1月1日とする無期フルタイマー就業規則及び無期パートタイマー就業規則を制定し、平成27年12月28日に下関労働基準監督署へ両就業規則を提出した。

なお、定年等について定めた無期フルタイマー就業規則第9条及び無期パートタイマー就業規則第7条の規定は以下のとおりである。

ア 無期フルタイマー就業規則

(定年退職)

第9条 無期フルタイマーの定年は満60歳とし、その誕生日の属する月の末日をもって当然退職したものとする。但し、正社員就業規則第39条(定年)に定める基準を満たす無期フルタイマーが希望した場合、会社は当該無期フルタイマーを定年退職後引き続き再雇用し、その後は更新基準に基づき、満65歳に達するまでを限度として雇用を継続することがある。

【乙12】

イ 無期パートタイマー就業規則

(定年退職)

第7条 無期パートタイマーの定年は満60歳とし、その誕生日の属する月の末日をもって当然退職したものする(原文のまま)。但し、正社員就業規則第39条(定年)に定める基準を満たす無期パートタイマーが希望した場合、会社は当該無期パートタイマーを定年退職後引き続き再雇用し、その後は更新基準に基づき、満65歳に達するまでを限度として雇用を継続することが

【乙14】

(6)会社は、施行日を令和2年1月1日とする就業規則の変更を行い、令和元年12月20日に下関労働基準監督署に正社員就業規則及び非正規社員就業規則を提出した。その内容は、従業員の定年年齢の引上げ(60歳から65歳へ)や、雇用契約更新の基準の改定などであった。

なお、改正後の規則において退職事由や定年等について規定した正社員就業規則 第64条及び第65条並びに非正規社員就業規則第12条及び第15条の規定の うち、主な部分は以下のとおりである。

ア 正社員就業規則

(当然退職)

- 第64条 従業員が次の各号の一に該当するときは、その日を退職の日とし、その翌日に従業員としての身分を失う。(以下の括弧内の日は退職日を示す)
- 1. 死亡したとき。(死亡した日)

(定年)

- 第65条 従業員が満65歳に達した日を定年とし、65歳に達した日の属する月の末日をもって当然退職による定年退職日とする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、定年に達した従業員に対して、本人の承諾を得て、有期フルタイマーまたは有期パートタイマーとして雇用契約を継続することがある。継続雇用の有無については、本条第4項に定める再雇用契約更新基準を参考に諸事情を考慮して、会社が判断し、その有無を決定する。但し、継続雇用に係る対象者基準に係る労使協定を締結した場合は、労使協定に定める基準(以下「基準」という。)を全て満たす従業員のみを継続雇用する。
- 4. 2回目以降の再雇用契約の更新は、本規則第64条(当然退職)事由(但し、年齢に係るものを除く)及び第68条(普通解雇)事由の各号のいずれにも該当しない有期フルタイマー及び有期パートタイマーに限り行い、以下の各号に掲げる事由に照らして会社が判断するものとする。
 - (1) 契約期間満了時の業務量
 - (2) 従業員の勤務成績、態度
 - (3) 従業員の能力、健康状態
 - (4) 会社の経営状況
 - (5)従事している業務の進捗状況
 - (6) 前回再雇用契約期間の出勤率
 - (7) 前回再雇用契約期間の本人が惹起した自動車事故の状況及び改善状況
 - (8) 会社が提示する労働条件を承諾し、引き続き勤務する意思を有していること
 - (9) その他、労働条件確認書(雇用契約書)等で記載された事項

【甲32、乙16】

イ 非正規社員就業規則

(無期フルタイマー及び無期パートタイマーの定年)

- 第12条 無期フルタイマー及び無期パートタイマーが、満65歳に達した日を定年とし、65歳に達した日の属する月の末日をもって当然退職による定年退職日とする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、定年に達した無期フルタイマー及び無期パートタイマーに対して、本人の承諾を得て、雇用契約を継続することがある。継続雇用の有無については、本条第4項に定める再雇用契約更新基準を参考に諸事情を考慮して、会社が判断し、その有無を決定する。但し、継続雇用に係る対象者基準に係る労使協定を締結した場合は、労使協定に定める基準(以下「基準」という。)を全て満たす無期フルタイマー及び無期パートタイマーのみを継続雇用する。無期フルタイマーは有期フルタイマー又は有期パートタイマーとして、無規パートタイマーは有期パートタイマーとして、継続雇用する。
- 4. 2回目以降の再雇用契約の更新は、正社員就業規則第64条(当然退職) 事由(但し、年齢に係るものを除く)及び第68条(普通解雇)事由の各号 のいずれにも該当しない有期フルタイマー及び有期パートタイマーに限り行 い、以下の各号に掲げる事由に照らして会社が判断するものとする。
 - (1) 契約期間満了時の業務量
 - (2) 従業員の勤務成績、態度
 - (3) 従業員の能力、健康状態
 - (4) 会社の経営状況
 - (5) 従事している業務の進捗状況
 - (6) 前回再雇用契約期間の出勤率
 - (7) 前回再雇用契約期間の本人が惹起した自動車事故の状況及び改善状況
 - (8) 会社が提示する労働条件を承諾し、引き続き勤務する意思を有していること
- (9) その他、労働条件確認書(雇用契約書)等で記載された事項(有期フルタイマー及び有期パートタイマーの雇用契約更新の基準)
- 第15条 会社は、有期フルタイマー及び有期パートタイマーに対し、個別の 雇用契約に定めた雇用期間満了後、本人の承諾を得て雇用契約を更新するこ とがある。雇用契約の更新は、正社員就業規則第64条(当然退職)事由(但 し、年齢に係るものを除く)及び第68条(普通解雇)事由の各号のいずれ にも該当しない従業員に限り行い、次の各号に定める事情等を考慮して、雇 用期間満了の1ヵ月前の日に、会社が判断し、その有無を決定する。
 - (1)契約期間満了時の当該従業員が勤める事業所における業務量
 - (2) 本人の勤務成績及び勤務態度
 - (3) 本人の能力、健康状態
 - (4) 会社の経営状況

- (5)従事している業務の進捗状況
- (6)過去1年間の出勤率
- (7) 過去1年間の本人が惹起した自動車事故の状況
- (8) 会社が提示する労働条件を承諾し、引き続き勤務する意思を有していること
- (9) その他、労働条件確認書(雇用契約書)等で記載された事項

[Z17-1]

(7) なお、会社は、上記(6)の正社員就業規則の変更に伴い、定年を迎える正社員の継続雇用を検討するため「定年(65歳)継続雇用チェック表」を令和2年1月に作成した、と主張している。当該チェック表と上記(4)の「定年(60歳)継続雇用チェック表」との違いはタイトルの括弧内の年齢部分(60歳であるか65歳であるか)のみであり、項目などの内容は同一である。

なお、会社は上記チェック表を内規としていた旨主張しており、作成に当たり、 労働組合等と協議等を行った様子はない。

【乙19、21】

6 対象選定基準等

(1) 対象選定基準について

会社は、下記内容の対象選定基準を令和2年11月に策定し、周知文書は残っていないが、同年12月頃対象選定基準の策定について社内で周知した上で、令和3年4月1日から運用を開始したと主張するが、策定時期等については後述のように争いがある。また、会社は、対象選定基準の策定に当たり、労働組合と団体交渉を実施しておらず、従業員代表と協議等をした形跡もない。

なお、対象選定基準をチェックリスト化した「定年後継続雇用チェック表」と「有期フルタイマー継続雇用チェック表」はタイトルが違うだけで項目など内容は同一である。

定年後継続雇用対象選定基準(2021.4~)

- 1. 選定日は、定年退職日の前々月の月末日とする。
- 2. 継続雇用対象選定基準(選定日を起算日。会社都合休業期間は過去期間に含めない。)
- (7) 営業車事故及び社用車事故において、次のいずれもの基準にも該当する者。
- ① 過去2年間において重大事故を惹起していない者
- ② 過去2年間において当人過失割合50%以上の人身事故を惹起していない者
- ③ 過去1年間において税込修理代10万円未満の自損事故が3回以下の者
- ④ 過去2年間において税込修理代10万円未満の自損事故が4回以下の者
- ⑤ 過去2年間において税込修理代10万円以上20万円未満の自損事故が 2回以下の者
- ⑥ 過去2年間において税込修理代20万円以上50万円未満の自損事故が

1回以下の者

- ⑦ 過去1年間において自損事故以外の有責事故で当人過失割合20%未満 事故が2回以下の者
- ⑧ 過去2年間において自損事故以外の有責事故で当人過失割合20%未満 事故が3回以下の者
- ⑨ 過去2年間において自損事故以外の有責事故で当人過失割合20%以上 事故が1回以下の者
- (9) 乗務員の場合、運行管理者2名による人事考課評点(各50点、100 点満点)が、合計70点以上、かつ、各運行管理者の採点が25点以上の者

職務遂行意欲
 服務規律
 点呼態度(服装を含む)
 車両管理(日常点検・車内清掃)
 5点

④ 单侧官垤(口吊总快·单闪俱饰) 5点

⑤ 無線配車協力姿勢 5点

⑥ 接客態度 5点

⑦ 交通法規 5点

⑧ 協調性5点

- (11) 乗務員の場合、過去1年間において税抜月間平均営業収入が30万円以上の者
- (12) 乗務員以外の場合は(1)から(8)の全てに該当する者を、乗務員の場合は(1)から(11)までの全てに該当する者を継続雇用の対象者とする。
- (15) (1)から(11)までに該当しない項目がある者であっても、会社に特別な 功績がある者と代表取締役が判断した場合は、代表取締役が推薦理由を明 らかにして継続雇用をすることがある。但し、この場合であっても該当し ない項目数は、乗務員以外の場合は1以下、乗務員の場合は2以下とする。

【乙10、18】

(2) A 2 に係る定年後継続雇用チェック表について

会社は、令和3年5月31日に定年退職を迎えるA2に係る定年後継続雇用チェック表を作成したとして、同チェック表を証拠として提出した。それによると、A2は、「運行管理者による人事考課が基準点数(別紙)を上回っている」「過去1年間において月間営業収入額(税抜)が平均30万円以上である」を含む3つの項目について、非該当(つまり、採用基準を満たさない)の欄に「〇」が付され、継続雇用可否の欄の否に「〇」が付されていた。

【乙6】

7 A2の勤務状況等

(1) 教育期間とされた乗務員について

A2が教育期間とされていた平成29年5月から令和3年5月までの間に、A2以外で教育期間として勤務シフトの変更が命じられていたのは、組合員であるA3と、非組合員であるC3(以下「C3」という。)の2名であった。

【乙56、争いのない事実】

(2) A 2 の勤務状況について

A2は、教育期間前は、日勤の場合、午前は幡生駅待機、午後は下関駅東口待機が中心であった。一方、教育期間中は、会社が、A2に対し、幡生駅での待機を命じたため、A2は幡生駅待機を中心に勤務を行っていた。

なお、組合が証拠として提出した、平成29年1月1日から平成31年3月29日までのA2の運行日報によると、平成29年1月1日から、教育期間に入る前日、つまり、同年5月14日までの間の日勤において、A2が、午後、下関駅東口待機を中心に営業していた際、会社から無線による指示を受けて予約客を迎えに行って営業を行う、いわゆる無線配車はほぼなかった。これに対し、平成29年5月15日から平成31年3月29日までの間の、幡生駅待機中の午後の無線配車は相当多いものとなっている。

また、A2は、教育期間中、会社に対して、下関駅での待機を申し出ている。この点について、本件審問廷において、A2は、教育期間移行直後に「昼から下関駅に行ってもいいですか。」と申し出たところ、当時業務課長であったB4(以下「B4」という。)から、「いやだめだめ、もう業務命令出しとるやろ、もう幡生1本でやってもらわんと。」と言われたため、「ああ、分かりました。」と答えたと証言した。また、そのやり取りに要した時間は何秒かであったとも証言した。一方、B2は、「A2さんの方から、下関駅の状況をとかを見て、車が少ない時に入ってもいいかという発言が途中であって」、「今だったら仕事がありそうだということを判断したら、無線でも何でもいいから連絡をくれれば許可するよというところまで話したんですけど、結局、そこから何もなくて」と証言するとともに、当該やり取りを「朝の出勤前の点呼時で、点呼場でカウンターを挟んで私とB4と話をした。」と証言した。このように、双方の証言は異なっているが、いずれにしても、その後、A2と会社が教育期間中の勤務形態の中で成績向上を図るための工夫(待機場所や営業方法など)について協議等をすることはなかった。

なお、会社がA2に対して、下関駅での待機を完全に禁止していたとの立証及 び勤務を終了するため帰社をしている途中に客扱いをすることにより時間外勤務 をすることまで禁じていたとの立証はない一方で、A2は、本件審問廷におい て、「ただ、お客さんが配車されて、勤務が終わる5時前に配車されて、その方が 例えば長距離、小倉の方に行ってくれとか言われたとき、遅くなったのが何回 か、数回、2回か数回ありますが、その時に給料明細を見たら、残業代が付いて いたという。当然、それ付けてないと、また私たちは、労働組合は労基署に走り ますから、それはちゃんと付けていました。」と証言した。

> 【甲39-1~41-3、乙56、A2調書P19、28、29、 B2調書P30】

(3) C3の勤務状況について

会社はC3に対し、平成29年6月12日付けの「改善指導書及び業務命令書」 と題する文書により、C3の勤務態度と生産性向上のための教育期間として、出勤 日・勤務時間を指示する旨の業務命令を行い、C3は同日から教育期間に移行した。 上記文書によると、C3の営業成績は同一勤務者と比較すると著しく劣っており、 その原因は出勤日数であり、出勤状況が非常に劣悪であり、生活習慣と勤務態度に 改善が必要とされ、待機場所については指示が出されていない。

なお、C3は、教育期間から元の勤務に復帰することがないまま、平成30年12月に会社を退職した。

会社の運行日報の保存年限は1年である。

【乙55、争いのない事実】

(4) A2の月間営業収入額等について

会社は、A2に対して令和2年5月から本件雇用関係の終了となる令和3年5月まで休業を命じていたため、その間、A2の営業収入はない。

また、平成29年5月から令和2年4月までのA2の月間営業収入額及び平成29年5月から平成30年12月までのC3の月間営業収入額は以下のとおりであり、A2は一度も30万円に達していない。

【争いのない事実】 ア 平成29年5月から平成30年12月までの間のA2及びC3の月間営業収 入額

年月	A2の月間営業収入額	C3の月間営業収入額
平成 29 年 5 月	236, 980 円	276, 210 円
〃 6月	200, 370 円	152, 240 円
" 7月	225, 660 円	285,000 円
』 8月	258, 470 円	377, 900 円
』 9月	198,030 円	250, 530 円
〃 10 月	220, 900 円	265, 110 円
〃 11月	243, 780 円	262, 220 円
〃 12月	233, 500 円	284, 100 円
平成 30 年 1 月	258, 190 円	285, 540 円
』 2月	256, 080 円	301,770 円
』 3月	230, 540 円	264, 330 円
〃 4月	214, 190 円	276, 330 円
』 5月	220, 260 円	300, 320 円
』 6月	197, 640 円	300, 650 円
" 7月	253, 390 円	346, 750 円
』 8月	246, 910 円	339, 540 円
〃 9月	187, 140 円	278, 710 円
〃 10 月	245, 550 円	304, 590 円
〃 11月	216,050 円	286, 480 円
〃 12月	246, 520 円	189, 300 円

【甲36-3、乙55、56、争いのない事実】

イ 平成31年1月から同年4月までの間のA2の月間営業収入額

1 1/2/0 = 1 1/3/0	21.1 17100 001	
年月	月間営業収入額	

平成 31 年 1 月	220, 520 円
" 2月	182, 500 円
〃 3月	206, 410 円
" 4月	207, 600 円

【甲36-3】

ウ 令和元年5月から令和2年4月までの間のA2の月間営業収入額

年月	月間営業収入額	年月	月間営業収入額
令和元年5月	198, 130 円	令和元年 12 月	233, 000 円
" 6月	165, 240 円	令和2年1月	190, 020 円
" 7月	224, 410 円	" 2月	223, 730 円
"8月	237, 810 円	" 3月	161, 430 円
" 9月	213, 940 円	" 4月	139, 810 円
〃 10月	177, 470 円		
〃 11月	194, 320 円		

 $\begin{bmatrix} \angle 4 & 4 \end{bmatrix}$

8 乗務員の採用等及び退職状況

(1) 平成30年から令和4年までの乗務員の新規採用及び再雇用の状況について会社が証拠として提出した、平成30年から令和4年までの乗務員の新規採用及び再雇用の状況をまとめた一覧表によれば、以下のとおりである。

会社は、平成30年に新規採用1名、再雇用2名の合計3名を雇用したが、当該 乗務員はいずれも65歳未満の有期フルタイマーである。

令和元年は、新規採用3名、再雇用3名の合計6名であり、新規採用中1名は4 3歳の正社員で、その他の5名は、いずれも65歳未満の有期フルタイマーである。 令和2年及び3年は、いずれも、再雇用1名で、66歳の有期フルタイマーである。

令和4年は、新規採用8名、再雇用2名の合計10名であり、新規採用中3名は58歳から64歳までの正社員、その他の7名は、いずれも65歳以上の有期フルタイマーである。

なお、令和4年の新規採用者が過去と比べて多いのは、同年9月頃、下関市内の 同業他社が倒産したため、同社の乗務員を複数雇用し、営業エリアを拡大したため である。

当該一覧表については、①氏名は記載されていないが、乗務員の採用形態や年齢、 身分が示されていること、②組合は、当該一覧表の内容について何ら反論していな いこと、を踏まえると、信用に値するものということができる。

【乙31】

(2) 平成28年以降の乗務員の退職状況について

会社が証拠として提出した、平成14年以降の退職者をまとめた退職者一覧表 (以下「退職者一覧表」という。)によれば、A2が嘱託社員となった平成28年 以降、乗務員が会社を退職した状況は以下のとおりである。なお、平成28年以降、 懲戒免職とされた者や、A2以外に定年で退職した者はおらず、また、会社から退 職勧奨された乗務員の退職事由については、「自己都合退職」、「雇用契約期間満了」 又は「休職期間満了」と記載されている。

- ア 平成28年の退職者は、55歳から78歳までの8名で、その内訳は、正社員 1名、有期フルタイマー4名、有期パートタイマー3名である。8名中1名につ いて、事故(健康不良)を理由に会社が退職勧奨を行っている。
- イ 平成29年の退職者は、57歳から66歳までの5名で、その内訳は、正社員 1名、有期フルタイマー4名である。5名中1名について、事故(視力低下)を理 由に退職勧奨を行っている。
- ウ 平成30年の退職者は、51歳から79歳までの10名で、その内訳は、正社 員1名、有期フルタイマー7名、有期パートタイマー2名である。10名中5名 について、事故(人身事故又は廃車)、健康不良又は飲酒による欠勤等を理由に退 職勧奨を行っている。
- エ 令和元年の退職者は、49歳から76歳までの5名で、その内訳は、正社員3名、有期パートタイマー2名である。会社は、5名中2名について、連続欠勤、 事故及び健康不安による欠勤が多いことを理由に退職勧奨を行っている。
- オ 令和2年の退職者は、62歳から81歳までの9名で、その内訳は、正社員2名、有期フルタイマー4名、有期パートタイマー3名である。会社は、9名中3名について、退職勧奨(軽微な事故が連続、健康不良及び接客不良苦情)を行っている。

また、会社は、令和2年12月に退職した1名の有期パートタイマーに対しては、次回の契約更新をしないことを予め明示していた。

カ 令和3年の退職者は、A2を含む61歳から80歳までの15名で、その内訳は、正社員3名、有期フルタイマー4名、有期パートタイマー8名である。会社は15名中1名について、事故(視力低下)を理由に退職勧奨を行っている。

また、会社は、8名の有期パートタイマー全員及び1名の有期フルタイマーに対し、次回の契約更新をしないことを予め明示していた。

- キ 令和4年の退職者(同年10月11日時点)は、64歳から90歳までの6名で、その内訳は、正社員1名、有期フルタイマー4名、有期パートタイマー1名である。会社は、6名中3名について、年齢又は飲酒による欠勤が多いことを理由に退職勧奨を行っている。
- ク なお、退職者一覧表には、①A2を除き氏名こそ記載されていないが、退職したとされる従業員の身分や、退職年月、退職理由、退職時の年齢、直近の契約期間及び次回の契約を更新しない旨を明示したか否かのほか、退職勧奨の有無とその理由が具体的に記載されていること、②組合は、例えば、本件審問廷において、交通事故を起こしたにもかかわらず、雇用が継続されているとして具体的な乗務員の名前等を挙げるなど他の従業員の事情にある程度通じている様子が窺われ

るところ、退職者一覧表については、「具体的に誰であるか不明のため事実確認のしようがない」といった旨を述べるのみで積極的な否認をしておらず、また、 具体的な反論もしていないことを踏まえると、退職者一覧表については、信用に 値するものということができる。

【乙32、A2調書P11、24】

第4 当委員会の判断

1 争点1について

会社は、対象選定基準に基づき、A2との雇用関係を令和3年5月31日で終了した旨主張するので、本件雇用関係の終了が労組法第7条第1号の不利益取扱いに該当するか、以下検討する。

- (1) 本件雇用関係の終了の不利益性について
 - ア 組合は、会社において、65歳以降の継続雇用について、乗務員側が希望しているにもかかわらず、会社側から雇止めにされたケースは一例もない中、A2が平成28年5月に60歳となり定年を迎えた後、同年6月1日から平成33年5月31日までの嘱託契約を会社と締結し、65歳以降の雇用継続の期待をいだかせていたにもかかわらず、令和3年5月31日に嘱託契約の更新を拒否したとし、不利益な取扱いに当たる旨を主張する。
 - イ 一方、会社は、定年を迎え、その後も有期雇用契約を締結している嘱託社員の期間満了時の更新による雇用の継続が「常である」わけでなく、雇止めとなった者や、これまでに定年によって退職し、会社との雇用関係が終了した者は複数名存在すると主張する。また、本件雇用関係の終了は、嘱託契約の更新の拒絶ではなく、65歳定年退職時に継続して雇用せず不採用となったものであり、再雇用は採用が約束されているものではなく、この不採用は事前に定められた基準による人事考課等の結果によるもので、その判断に客観性は担保されており不利益取扱いには該当しないと主張する。
 - ウ 本件雇用関係の終了が、嘱託契約の更新の拒否であっても、定年後再雇用の不 採用であっても、継続雇用の可能性がある以上、会社の従業員としての地位が継 続されないことは、一般に従業員にとって不利益となるといえるため、本件雇用 関係の終了には不利益性があると解される。
- (2) A2が正社員であったか否かについて

組合は、A2は5年間の有期の嘱託社員であり、本件雇用関係の終了は、雇止めであると主張する。一方、会社は、A2は正社員であって、本件雇用関係の終了は定年後再雇用の不採用であるとし、組合が救済を申し立てた雇止めの撤回については、そもそも理由がなく、棄却されることは明らかであると主張する。

A2が正社員であったか否かについては、当事者間に争いがあるものの、会社は 有期雇用者、定年を迎えた正社員、いずれも継続雇用するか否かは、実質的に同一 内容の基準に基づいて判断するとしており、また、組合も、正社員か否かで、継続 雇用の判断に係る異なる基準が存在するとの主張はしていない。

さらに、労働委員会の審査は、民事訴訟とは異なり、「請求する救済の内容」の 当否についての判断を直接の目的として行われるものではないと解されているこ とからすると、本件審査においては、A2が正社員であったか否かの判断が必ずし も必要とはいえない。

(3) 本件雇用関係の終了が労組法第7条第1号の不利益取扱いに該当するかについて

労組法第7条第1号は、「労働組合の組合員であること」の故をもってなされた 不利益取扱いを不当労働行為と規定している。この「故をもって」とは、一般に不 当労働行為意思を要件としたものと解されており、不当労働行為意思とは、反組合 的な意図ないし動機を意味し、かかる意図ないし動機の有無は、外部に表れた間接 事実から推認することができるか否かによって決せられることになる。

組合は、組合と会社間では労使紛争が繰り返され、本件申立てがなされた時点では、前救済申立てに係る再審査が中央労働委員会において継続していたなどとして、本件雇用関係の終了は組合嫌悪の意思に基づくものであると主張する。一方、会社は、本件雇用関係の終了は、A2が対象選定基準に定める採用基準を満たさなかったことによるものであると主張する。

このため、以下、①労使交渉などの労使関係、②本件雇用関係の終了に係る会社の判断、③退職勧奨の事前協議の3点に関し、会社の組合に対する嫌悪感の表れと解しうる点があるか否かについて検討する。

(4) 労使交渉などの労使関係について

組合が主張するとおり、平成28年5月にA2らが会社を被告とする訴状を簡易裁判所に提出し、同年9月、当該訴状に係る訴訟が地方裁判所に移送されたが、結局、平成29年2月に労使合意書が締結され、訴訟は取り下げられた。また、前救済申立てについても、組合の申立ての棄却が確定している。

さらに、組合は、会社側が他の従業員に、「A2と付き合うな、A2と一緒に飲み会をするな」と発言した等主張するが、それら組合の主張を認めるに足る客観的な証拠はない。

加えて、組合は、新型コロナウイルス感染症の影響により、A2が会社から休業を命じられたことについて、65歳以下のフルタイムの乗務員で13か月も休業を命じられたのはA2のみであると主張するが、一方で、会社は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業をA2以外の乗務員にも命じており、有期パートタイマー、日勤、夜勤、16交番の乗務員の順で休業を命じ、休業の解除については、逆に16交番、夜勤、日勤、有期パートタイマーの順で機械的に行っており、A2は日勤に該当すると主張するところ、その主張に対し組合は特に反論していない。

また、そもそも組合は、65歳を超える乗務員に係る休業状況については何ら主張しておらず、A2に対する休業命令が13か月に及んだことが組合員故の差別に当たると認定するに足る十分な立証があったとはいえない。

続いて、労使交渉等についてみる。

当事者から提出された証拠に基づき、平成31年2月から令和3年4月までの労使のやり取りをみると、組合からの団体交渉申入れに対し、会社は、コロナ禍という事情や業務多忙を理由として、多くの場合で文書による回答をしているが、それに組合が強い不満を示した、又は、回答内容を不満として、更なる要求をした等の

事実は認められない。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金や休業等については、組合が更なる説明等を会社に求めたこともあったが、その内容をみると激しい対立があった様子は窺われない上、A5らの雇用継続に係る対立も、令和3年2月末日までの雇用延長で合意し、会社から未払賃金が支払われる結果となり、その後、争いが継続した様子も見受けられない。

(5) 本件雇用関係の終了に係る会社の判断について

組合は、当初、「他の乗務員は希望すれば確実に65歳以降も継続雇用されているにもかかわらず、A2のみ継続雇用されなかった」と、その後、「乗務員が希望すれば、65歳以降の雇用継続が原則であった」などと主張した。この点について検討するに、会社が証拠として提出した退職者一覧表によると、平成28年から令和3年5月に限っても、65歳未満の者を含む13名の乗務員が会社の退職勧奨によって退職しており、また、当該13名のうち、有期フルタイマー3名は雇用契約期間が満了するタイミングで退職していることからすれば、組合の主張は、前提を欠き採用できない。

本件雇用関係の終了が組合員故のものであるか否かの検討に当たり、会社の、「本件雇用関係の終了は、A2が組合員であるからではなく、会社では対象選定基準を策定しており、A2が同基準に定める採用基準を満たさなかったことによるもの」との主張が認められるとすれば、会社の不当労働行為意思の不存在を推認することができるといえる。したがって、まずは「会社が本件雇用関係の終了を判断した時点において、対象選定基準は存在していたか」を、次いで「本件雇用関係の終了に係る会社の判断の合理性」について検討する。

ア 会社が本件雇用関係の終了を判断した時点において、対象選定基準は存在していたかについて

(ア) 組合の主張の要旨

会社が、対象選定基準の事前周知をしたという事実はない。また、令和3年5月7日の団体交渉における会社の発言は、対象選定基準が存在しないことを前提になされており、A2が65歳を迎えた令和3年5月時点では対象選定基準は存在しておらず、労働委員会の手続用に後付けで作成されたものである。

(イ) 会社の主張の要旨

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「高年法」という。)の改正 法施行に合わせ、令和3年4月1日から対象選定基準の運用を開始した。

対象選定基準は、令和2年11月に作成し、運用開始に先立ち、同年12月頃、同基準の周知文書を点呼場で掲示するといった方法等により、事前周知を行ったが、周知文書は残っておらず、そのデータも見つからなかった。当時の周知文書の保存状況は判然としないが、そもそも、会社は、作成した全ての文書について保存・管理する必要があるわけではなく、パソコンを入れ替えた際にデータが失われた可能性も十分考えられる。

なお、令和3年5月7日の団体交渉における発言については、会社としては 当然対象選定基準の存在を認識していたが、あくまで内規に過ぎない中でそれ を説明する必要もないため明確な回答を避けたところである。

(ウ) 判断

a 対象選定基準の原型ともいうべき平成18年選定基準は存在しており、 また、それが形を変えつつ受け継がれ、対象選定基準を策定したとの会社 の説明等は合理的にも思える。一方で対象選定基準の策定に当たり、会社 が労働組合と協議等をした客観的事実はない。

この点、会社が対象選定基準を周知した事実が客観的に確認できれば、周知した時点で同基準が存在していたといえるが、周知の前提となる対象選定基準に係る周知文書及びそのデータは見つかっていない。この点については、他の場面における周知文書(令和元年12月23日付けの「正社員就業規則及び非正規社員就業規則等の改訂版について」や、令和2年1月1日付けの「60歳から64歳までの定年後再雇用嘱託雇用契約者及び嘱託雇用契約者(ともに有期フルタイマー)の正社員転換について」の両文書)については保存されていたことを踏まえると、やや不自然な印象を受ける。また、A2を含め新型コロナウイルス感染症の影響により会社から休業を命じられた乗務員に対して個別に周知が行われたような事実も見受けられないし、その他、令和2年11月に同基準を作成し、令和2年12月に周知したとの会社の主張を裏付ける客観的な証拠は提出されていない。

b 組合は、「令和3年5月7日の団交において、会社は対象選定基準が存在 しないことを前提に発言した」旨主張する。

上記第3の3(5)ウの団体交渉時のやり取りをみるに、会社側は「今のこの65歳になってからの基準はまだないし。」という発言を一度はしている一方で、その後の別の場面では、「…だからもう明確な、こうガチガチな基準っちいうんじゃなくて、おおむねこういうところを見て決めてますっちいうのなら全然出せますけどね。」との発言もしており、さらに、A2を再雇用しないことについても、会社側は、「…60歳定年のときに一定の基準はあったけど、今このコロナ禍とか、あるいは定年が70まであの延びるって、70歳までになると、より、あのう、今定年が65まで延びてるんで、基準としてはより厳しくなりますと。その中で、その基準を超えるほどのA2さんがその成績を納めているとは考えられないんでっちいうことです。」と発言するなど、議事録全体を通してみると、会社は対象選定基準が存在しないことを前提に発言をしていたとまではいえない。

しかしながら、会社は、組合から再三にわたってA2が再雇用されない理由に関する詳細な説明や基準の提示を求められたにもかかわらず、対象選定基準の存在や、A2が同基準に定める要件を満たしていないために再雇用しなかったことを明確・詳細には説明していない。この点について、会社は、「令和3年5月7日の団交時において当然対象選定基準の存在を認識していたが、あくまで内規に過ぎない中でそれを説明する必要もないため明確な回答を避けた」という旨の主張をしているが、他方で、対象選定基準は「事

前に周知した」との主張もしており、その理由は判然としない。

以上のことからすれば、少なくとも本件審査においては、会社が本件雇用 関係の終了を判断した時点において、対象選定基準が確実に存在したとまで は認めることができない。

イ 本件雇用関係の終了に係る会社の判断の合理性について

ところで、令和2年1月1日に施行された正社員就業規則第65条第4項では、再雇用契約更新基準が規定され、同基準では、従業員の勤務成績、態度や、従業員の能力、健康状態などを参考に諸事情を考慮して会社が継続雇用の有無を判断するとされ、また、有期フルタイマー及び有期パートタイマーの雇用契約更新の基準について規定された非正規社員就業規則第15条等にも同様の記載があり、さらに、会社は、A2を雇用継続しない理由を記載した理由書を、令和3年5月7日の団体交渉において読み上げ、その後、組合に手交した。

理由書によると、会社は、コロナ禍等のため事業環境が厳しい中、社員に「今まで以上に積極的に自分自身で学習し、消費動向に合わせて個々人の営業スタイルを変えていくことができる能力と意欲」を求めており、A2は、会社が期待する水準を満たしているとはいえないと判断したとしている。

既にみたとおり、会社が本件雇用関係の終了を判断した時点において、対象選定基準が確実に存在したとまでは認めることができないが、以上の点を踏まえると、本件雇用関係の終了が組合員故かを検討するにあたり判断すべきは、高年法において65歳以上の従業員の雇用継続が事業主の努力義務にとどまる中、A2が、会社が期待する水準を満たす社員といえたかどうか、すなわち、本件雇用関係の終了に係る会社の判断が合理的と認められるか否かであるといえるため、この点について以下検討する。具体的には、A2の勤務成績(能力)や勤務態度等についてみる。

(ア) 勤務成績(能力)について

平成18年選定基準が存在していたことは当事者間で争いがないが、同基準をみると、月間平均営業収入30万円以上という基準は存在している。また、平成25年12月3日に、会社と他組合とで締結した賃金協定書においても、賃金の計算方法が月間営業収入額30万円以上と30万円未満で異なっており、平成26年11月12日付けの、会社のA2に対する改善指導書においても、会社は、「A2が平成26年9月及び10月の月間営業収入額は極めて低劣で、2か月連続で30万円を超えていない」ことを問題視しており、さらに、平成29年5月11日、会社がA2を呼び出した際、平成29年4月において16交番の乗務員で月間営業収入額が30万円を下回ったのは、病気の治療や病気欠勤などの者を除くとA2だけであった旨を告げている。加えて、教育期間に移行するかどうかの月間営業収入基準も30万円であり、かつ、会社が策定を主張する対象選定基準においても30万円基準が存在し、会社の考えは一貫している(なお、平成25年4月1日を施行日とする就業規則の変更に伴い、60歳定年時に解雇事由又は当然退職事由に該当しない限り、本人が希望すれば継続雇用されることとなったため、A2は平成28年5月31日に60歳定

年を迎えた際は、売上成績にかかわらず継続雇用され、雇用期間を同年6月1日から平成33年5月31日までとする嘱託雇用契約を締結している。)。

また、本件審問廷において、B2は30万円という基準について、「本来ですと、コロナとかがなければ、むしろ足切りを上げていかないといけないような、メーター料金というのが、皆さんご存じだと思うんですけれども、タクシー料金がどんどん上がっていっているということもあって、本来はそうしないといけなかったかもしれないのですが、コロナとかもあり、かなり低めの水準で維持しているという印象です」、「主には両親の看護であったり、自分の病気とかで通院しないといけないとか。そういったことが逆になければ、達成しているんじゃないかという人が二、三割の中に結構いるので、全体として、そう厳しい水準ではないのかなと。他社の勤務内容はよく分かりませんけれども、業界全体で見ても、30万以上の、35万だとかいう会社をよく聞いていたので、業界的にもそんなにかなというふうには思っています。」と証言している。

さらに、会社には教育期間中の乗務員の勤務成績の評価について、通常の乗務員とは別の取扱いをすべき事情があるとも認められないから、以上のとおり、会社が重視しており、他組合も賃金協定書の記載から損益分岐点と認識していたともいえる月間営業収入30万円という基準に照らし、A2の勤務成績を検討する。

a 組合の主張の要旨

- (a) 勤務時間が平日の8時から17時に限定された中で、幡生駅待機を命じられ、週末の勤務等を禁止されていた「教育期間」において、A2の売上げが上がらないのは当然であり、同期間の売上げをもとに基準適用を検討すること自体不公平である。また、A2に対しては、幡生駅待機以外業務上の指示は特になく教育は何も行われていないが、C3は(詳細は不明であるが)教育を受けたであろうし、C3は恒常的に17時以降も勤務しており、A2とは事情が異なる。
- (b) 会社は、平日日中のシフト及び幡生駅待機を命じて、A2から営業環境の自由度を奪ったのであり、A2の売上低迷は会社の組合嫌悪によるものである。A2は教育期間前、午後は下関駅で待機しており、その方が売上げは上がるので、会社は下関駅待機を命じるべきだったのに、同駅での待機を明確に禁止した。

幡生駅は、午前中は売上げが上がる場所であるが、午後は売上げが上がるところではない。

- (c) C3は、自身の健康状態を踏まえて自ら望んで平日日勤のシフトに入っていた。「教育期間」に入りA2に対する配車仕事は増えたが、これは会社がA2に対して仕事を回していたからではなく、幡生駅という待機場所の性質であり、幡生駅は、元々7:3で配車の仕事が多い場所なので、そこでの待機のみを認められていたA2について、配車仕事が増えるのは当然である。
- b 会社の主張の要旨

- (a) 教育期間に移行するのは、標準営業収入をクリアできず、営業収入とそれに関する実労働時間の関係に関する合理的な説明がなく生産性が低い従業員と判断される場合であり、当該要件から脱却した時点で教育期間が終了する。なお、教育期間中は労働時間が少ないため、月の運収が標準営業収入をやや下回った場合でも、売上改善に向けて真摯に乗務に取り組むような勤務態度の改善がみられ、一定の生産性が期待できると判断できる場合も元の交番に戻すようにしている。
- (b) 教育期間中、A 2 に対して、無線で配車指示を受けて顧客を迎えに行く 訓練を積むため幡生駅の待機を命じたが、配車待ちを期待するだけでは不 十分で、自らの工夫による営業力向上が必要であり、具体的には、待機場 所の変更などをしたいのであれば事前申請し、それが合理的であれば許可 すると伝えていたにもかかわらず、A 2 から申請はなかった。
- (c) 勤務時間終了間際でも無線配車指示等があった場合は実車や残業を認めており、その結果所定時間を超えたときは残業手当を支払っていた。教育期間においても残業代は発生しうる仕組みがあり、組合が主張する「残業代が出ない」、「乗務を工夫する余地がない」といった事情はない。
- (d) 教育期間中、C 3 が 1 7 時以降も勤務したとすれば、それは 1 7 時前に 車庫へ戻る際に配車を受けたりした場合の会社が認めていた残業であっ て、A 2 や A 3 にも認めていた。また、C 3 は平日日勤へ移行する前から 新町で待機しており、その場所で待機すること自体には合理性が認められ ていたので、移行後も引き続き新町で待機していた。C 3 は自ら望んで平 日日勤に移行したわけではなく、またC 3 は平日日勤勤務にあっても月間 営業収入額が 3 0 万円を上回る月が何度かあり、平日日勤勤務であっても 標準営業収入(3 0 万円)を十分に達成できることが明らかである。なお、 運行日報(乗務記録)の保存期間は 1 年であり C 3 の運行日報は残ってい ない。

c 判断

(a) A 2 は、会社がA 2 との雇用関係を終了した令和3年5月31日当時、会社内で唯一の教育期間中の乗務員であり、また、新型コロナウイルス感染症の影響による休業のため、13か月にわたって休業していたという事情はあるものの、少なくとも、教育期間中、A 2 が月間営業収入30万円を超えた月は一度もない。この点につき、組合は、A 2 は教育期間前、午前は幡生駅、午後は下関駅で待機しており、その方が売上げは上がるので、会社は下関駅待機を命じるべきだったのに、同駅での待機を明確に禁止し、平日日中のシフト及び幡生駅待機を命じて、A 2 から営業環境の自由度を奪ったのであって、A 2 の売上低迷は、会社の組合嫌悪によるものである旨主張するので、まず、この点について検討する。

会社は、無線で配車指示を受けて顧客を迎えに行く訓練を積むため幡 生駅の待機を命じたが、配車待ちを期待する営業だけでは不十分で、自ら の工夫による営業力向上が必要であり、具体的には、待機場所の変更など をしたいのであれば事前申請し、それが合理的であれば許可すると伝えていたにもかかわらず、A2から申請はなかった旨主張する。

A2を幡生駅で待機させる理由として、本件審問廷において、B2は、「下関駅待機だと、自分の順番を待って、来た客を乗せるという受け身な仕事であり、また、道順にしろ、行く場所にしろ、バリエーションがそこまでない。一方、幡生駅待機だと、客の注文の依頼を受けて、自ら客を迎えに行くため、待ちの姿勢ではなくなるし、いろんな客を乗せるうちに地理に詳しくなるなど、いくつものプラス面があり、営業成績の向上が図れると考えた。実際に1日当たりの無線回数も増加した。」旨証言している。この点、組合が証拠として提出した平成29年1月から平成31年3月までのA2の運行日報をみると、教育期間移行前、日勤の午後の下関駅東口での待機を中心とした営業では無線配車がほぼないのに対し、幡生駅待機を命じられた教育期間移行後は、午後も無線配車が相当数あったことが認められ、組合も、教育期間移行後、無線配車の仕事が増加したことは認めているし、教育期間移行後、無線配車の仕事が増加したことは認めているし、教育期間移行後、幡生駅で待機した午後にA2の売上げが従前と比べて大きく減少したとの立証もない。

なお、教育期間移行後、日中の売上げは改善傾向にあったことは組合も認めており、A2が教育期間移行前、午後は下関駅待機が中心であった中で売上低迷等のため教育期間に移行させられたことからすれば、会社はA2に下関駅待機を命じるべきだったとの組合の主張は根拠がなく、採用することができない。

また、平成26年11月12日付けの改善指導書において、会社はA2に対して「自ら積極的に営業する姿勢が希薄」であると指摘しており、会社は当時から「成績向上のためには積極的な営業が必要」と認識していたと考えられる。

さらに、令和3年5月7日付けの理由書にも、「漫然と乗り込み客を期待するだけの駅待ちや辻待ち、また、無線配車が期待できない場所での着け待ちなどは、もはや絶対に許されません。社員の皆様には、今まで以上に積極的に自分自身で学習し、消費動向に合わせて個々人の営業スタイルを変えていくことができる能力と意欲が必要となりました。」との記載があり、会社が求める乗務員像などが示されているところ、上記B2証言はそういった会社の認識とも整合しており、特段不合理な点は見受けられない。

以上の点や、本件審問廷において、A2は、幡生駅について「3台とか待機車がいる」旨証言しており、一定の客扱いが見込める場所といえることからすれば、会社が「無線配車」や「待ちの姿勢ではなくなるなどいくつかのプラス面があること」が見込める幡生駅待機を指示したことに不自然さは窺えない上、「会社は、下関駅での待機を禁止していた、また、所定時間外の勤務をしても残業代が支払われなかった」との組合の主張を裏

付ける客観的な証拠はない(むしろA2は、本件審問廷において、「勤務が終わる5時前に配車されて、その方が例えば長距離、小倉の方に行ってくれとか言われたとき、遅くなったのが何回か、数回、2回か数回ありますが、その時に給料明細を見たら、残業代が付いていた」と証言している。)ことからすれば、会社がA2から営業環境の自由度を奪ったとの組合の主張は採用できず、幡生駅での待機指示が不当なものであったと認めることはできない。

(b) 次に、A2と同様に教育期間に移行したC3についてみる。

会社は、C3は、教育期間移行後、月間営業収入30万円を達成していた月が何度かある旨主張するのに対し、組合は、会社はC3に対しては、A2とは異なり、教育を行っていたとか、C3は恒常的に17時以降も勤務しており、A2とは事情が異なる旨主張する。

会社は、C3に対しては、飲酒による遅刻等をなくすことを指示し、教育期間移行前からの待機場所である新町に教育期間移行後も引き続き待機した旨主張するが、C3に交付した「改善指導書及び業務命令書」と題する文書には、「出勤日・勤務時間を指示」し、具体的な指導内容として「①規則正しく生活をする。②飲酒をしない。③勤務表通り出勤をして、欠勤をしない。」と記載しているのみであって、その他会社がC3に直接売上向上に繋がるような教育を行ったことを裏付ける証拠はないから、A2とは異なり、C3に対しては教育が行われていたとする組合の主張は採用できない。

なお、組合は、教育期間中、会社はA2に対して全く教育をしなかった旨主張する。確かに、会社は、教育期間中のA2の売上げが低迷を続ける中、A2に対し、一度、待機場所に関するやり取りがあった以外は、助言等を行ったという証言もないが、平成26年に2度、A2の成績不良について指導・警告をしたにもかかわらず、結局、教育期間へ移行し、改善がみられなかったという経緯があること、A2は、会社から指導や注意があるとスマートフォンで撮影するなどしていること、教育期間に移行する直前の協議におけるA2の発言内容、また、A2は平成15年入社の経験豊富な乗務員である一方で、後述するとおり、上記やり取りを除くと、教育期間中の勤務形態の中で成績向上を図るための工夫などを会社に対して相談、話し合いを働きかけるといった姿勢を示していないことからすれば、会社がA2に対して積極的な働きかけを行わなかったとしても、無理からぬことといえる。

また、C3の運行日報は保存期間が満了したとして提出されておらず、C3が恒常的に17時以降も勤務していたとの組合の主張を裏付ける証拠はないところ、こうした状況の下で、会社の主張によるとC3は、教育期間に移行した平成29年6月から平成30年12月の退職までの教育期間中の月間営業収入額が30万円を超える月が19月のうち7月あり、組合も反論していない。

以上のことからすれば、教育期間中は勤務が平日の日勤に限定されるといった制約があり、月間営業収入30万円の達成が困難であることは想像に難くないが、教育期間中であるからといって、月間営業収入30万円が達成できないとはいえない。

(イ) 勤務態度等について

次に、A2の勤務態度や、「積極的に自分自身で学習し、消費動向に合わせて個々人の営業スタイルを変えていくことができる能力と意欲」、すなわち、学習能力や勤務意欲についてみる。

なお、対象選定基準における人事考課の中で、会社は、A2の「職務遂行意 欲」及び「点呼態度(服装を含む)」について評価を行ったとしており、その結 果について、当事者が以下のとおり主張しているため、それらを踏まえ、A2 の勤務態度等を判断する。

- a 職務遂行意欲(学習能力、改善意欲等)
- (a) 組合の主張の要旨
 - あ A 2 は営業区域内の道路や主要建物について業務に必要な範囲で十分 に把握し、自費でカーナビを装着し判断の正確性を担保する努力をしてい た。
 - い 会社は、A 2 について「教育期間」と称して、教育は行わないにもかかわらず、平日日中のシフトとし営業環境の自由度を奪い、A 2 が、土日の人の動きに合わせた勤務の希望を示しても対応しないなど、平成2 9 年以降のA 2 の売上低迷は、A 2 の学習能力の低さではなく会社の組合嫌悪の態度の表れである。
 - 5 A 2 が主戦場としていた幡生エリアは、8 割から9 割が会社からの配車仕事となり、依頼者は得意先であり、地図や得意先を把握していなければ仕事にならず、A 2 はそのような幡生エリアを主戦場としていたのであるから、地図や得意先を把握していないなどということはあり得ない。
 - え 「事前に申出があれば下関駅に待機することを認めることをA2に伝えていた」という会社の主張する事実はない。また、C3は17時以降の勤務をしており、待機場所の限定がなかった。
- (b) 会社の主張の要旨
 - あ 平成29年に教育期間として平日日勤への異動を命じられて以降、成績不振のままであり、その原因として、曜日や時間帯によって休憩時間を ずらすなど柔軟な対応を一切行わなかったことに改善意欲の問題があり、 かかる状態を長期間続けることは学習能力の低さを意味する。
 - い A 2 が自費でナビシステムを導入していた事実自体を知らない。また、A 2 が営業区域内の地理等や、営業に関連する(有益な)情報について点呼場で話しているなどの様子も見られなかった。
 - 5 A2と同じ教育期間に移行した非組合員であるC3が標準営業収入額 を達成していること、教育期間中にA2から下関駅での待機を希望された ことがあり、会社は「状況に応じて許可するので待機の希望日に口頭で確

認するように」といった旨の回答をしたにもかかわらず、その後一度もA2から申出がなく、本気で営業成績の向上を目指しているのかも理解できなかった。また、A2は、「タクシーは水物」、「良い仕事を回して欲しい」といった発言に終始して協議不調となり教育期間に移行した経緯があるが、自らの意欲の欠如や努力不足を顧みず、その後も改善の様子は見られず、団体交渉等を通じて教育期間への移行が不当であるとの主張を繰り返しており、このことこそが、改善意欲がないことの証左といえる。

え C3については飲酒による遅刻等をなくすことなどが指示内容であり、 待機場所自体には合理性が認められていたので、教育期間移行前からの待 機場所に引き続き待機していた。また、C3が17時以降も勤務していた とすれば、それは17時以前に車庫へ戻る際に配車を受けた、又は、乗客 を乗せることになった場合である。なお、C3の運行日報は保存期間を満 了し残っていない。

b 点呼態度

(a) 組合の主張の要旨

A2はアルコールチェックや点呼時刻を遵守するとともに、車両の点検 も毎朝確実に行っていたし、点呼態度について指摘されたことはない。

(b) 会社の主張の要旨

A2は点呼時に終始寡黙で「点呼を受けてやる」という態度で返事も一辺倒でメモをとる様子もなく、一時は点呼を録音する様子も見られたこと等から、かかる態度を看過できない重大な問題とみた。

c 判断

会社がA2に対して幡生駅待機を命じたことの妥当性や、教育期間中のA2の勤務状況等については、勤務態度等に係るA2に対する評価の合理性を判断するために検討が必要と考えられるところ、幡生駅待機の指示が不当ではないことや、C3との比較という観点からもA2の売上げは低水準に留まっていたといえること、さらに、教育期間中、会社がA2に対して積極的な働きかけを行わなかったことがやむを得ないといえることについては既にみたとおりである。

A2の証言によると、教育期間に移行した直後、一度、下関駅での営業を申し出たものの、B4がそれを認めなかったため諦めたとのことであるが、そのやり取りは「何秒」かのものであり、議論を尽くしたとは評価できず、しかも、それは平成29年5月にA2が教育期間に移行した直後の出来事である。それ以降、本件雇用関係の終了まで、月間営業収入30万円を達成することが一度もなかった中、A2が上記のやり取りを除くと、教育期間の勤務形態の中で成績向上を図るため、会社に対して相談、話し合いを働きかけるといったこともなかったことからすれば、会社が、勤務意欲についてA2に対する評価を低くしたことは、当時の客観的状況に照らし不自然とはいえない。

なお、A2は、本件審問廷において、会社の業務命令に対して異議を申し

出なかったのは、そうすることで懲戒処分を受けることを恐れたためである旨証言したが、そもそも教育期間中、待機場所の変更に関するA2の申出に対し、B4が認めなかったという事実があったかどうかについても、双方の主張に食い違いがあるところであり、仮に、上記事実があったとしても、組合は会社に対する要求事項として、複数回にわたって、「不当なシフト変更の是正」を挙げているのであるから、組合の要求事項として待機場所の変更等を挙げることも可能であったというべきであり、A2のその証言はにわかには措信しがたい。

加えて、点呼態度や点呼場での様子などに係る組合の主張を裏付ける客観的な証拠は存在せず、A2は、本件審問廷において、「中央労働委員会の命令が出た後も、本件シフト変更について会社の不当労働行為と認識し続け反省をすることはなかった」旨証言していること、また、平成27年10月22日以降、会社から指導や注意があると、スマートフォンで注意した管理職の撮影をするなど勤務態度にも問題があったことからすれば、会社がA2の勤務態度等について否定的な評価をしたとしても不合理とはいえない。

(ウ) 小括

以上のことからすれば、平成29年5月にA2が教育期間に移行してから本件雇用関係の終了まで、月間営業収入30万円を達成することが一度もなかった中、会社が、A2の売上げは低迷を続けており、勤務態度等も十分ではないとして会社が期待する水準に達しないと判断したことは不合理とはいえない。

(6) 退職勧奨の事前協議について

組合は、会社が、他の雇用を終了しようとする乗務員に対しては行っているという「トラブルを避けるための、事前の退職勧奨のための協議」を、A2に対してのみ行わなかった旨主張するので、以下検討する。

ア 組合の主張の要旨

- (ア) 令和に入ってから「雇用契約期間満了」とされている人は1人を除いて全員 について、「次回契約更新しない明示」又は「退職勧奨」が存在しているが、 A2については、更新しないとの明示や退職勧奨はない。
- (イ) 「トラブルを避けるための、事前の退職勧奨のための協議」を、A 2 に対してのみ行わず、書面での通告のみとした不誠実な対応から、会社の不当労働行為意思を推認させる。

イ 会社の主張の要旨

- (ア) 定年退職等を迎える乗務員で、以後の雇用を考えていない者に対しては、トラブルを避けるため、事前に退職勧奨のため協議を行い、これによって退職させており、これまでに退職勧奨を拒絶するような者はいなかったため、更新拒絶等の通知を出すまでもなく退職がなされてきた。
- (イ)退職勧奨が必要となる乗務員に対しては、多くの場合が雇止めという方針で期間満了の2か月半前頃に行われる退職勧奨に関する協議に臨み、対象者が問題点につき深い反省等を示し、それが納得できるものであるとき、1年間の有期雇用契約を締結し、経過を観察してきた。かかる協議は、会社が退職者に退

職やむなしとの意向を伝えるとともに、改善意欲を見て救済をするか否かを判断する最後の場面であった。A2については、教育期間中に指導を理解、実行することなく成績の低迷を続け、結果的に16交番に復帰することなく、他方で、団体交渉の席上で自身の営業成績不良の理由を会社への責任転嫁に終始したため、この経緯を重視し、A2には凡そ反省や改善やその意欲が望めないことは明らかと考え、退職勧奨やその際の協議を行う意味がないと判断した。

(ウ)退職勧奨に係る事前協議が実施されなかった従業員は、会社が平成14年以降の退職者として提出した退職者一覧表中、32名存在する。

ウ 判断

令和3年4月3日、会社は、A2に対し、定年退職通知書を交付し、同月12日、A2は、会社に対し、再雇用継続申入書を提出して65歳の定年後の再雇用を申し入れ、同月15日、会社は、A2に対し、正社員就業規則第65条(定年)の規定に基づき、雇用契約の継続は行わないと記載した「再雇用継続申入書へのご回答(定年退職再通知)」を交付したのみで、確かにA2に対し、退職勧奨の事前協議(以下「事前協議」という。)は行われていない。

組合は、事前協議をA2に対してのみ行わなかった等主張するが、会社の主張によれば、事前協議が実施されなかった乗務員は、A2が嘱託社員となった平成28年以降に限っても、A2を含め13名存在する。このうち10名については、雇用契約時に、次回の契約更新をしないことが会社から明示されていることから、そもそも事前協議は不要と考えられ、A2とは事情が異なるといえる。一方、A2を除く残りの2名については、雇用契約時に次回の契約更新をしないことが会社から明示されていたといった事情も窺われない中、A2と同様に、事前協議もないまま、雇用が継続されていないことになる。上記2名に対して会社が事前協議を実施していないことを裏付ける客観的な証拠は提出されていないが、組合からは、会社の主張に対する具体的な反論はなされておらず、「事前協議を、A2に対してのみ行わなかった」との組合の主張を裏付ける具体的な証拠は提出されていない。

上記のことに加えて、A2に対し事前説明を行わなかった理由について、会社は、A2が教育期間中に指導を理解することなく成績の低迷を続け、他方で、団体交渉の席上で自身の営業成績不良の理由を会社に責任転嫁する発言に終始し、A2には反省や改善が望めないと判断したためと主張していること、及び、既にみたとおり、教育期間中のA2の勤務態度等からすると、「A2には凡そ反省や改善やその意欲が望めないことは明らかと考え、退職勧奨やその際の協議を行う意味がない」と会社が考えたのはやむを得ないといえることを踏まえると、事前協議をA2に行わなかったことが、組合員であることを理由にA2を狙い撃ちしたものであるとはいえない。

(7) まとめ

令和3年5月7日の団体交渉において、会社がA2を再雇用しなかった理由を十分に説明しなかったことなど、会社の一部の対応に疑問があることは否定できない。 一方で、既にみたように、当時、労使関係が激しく対立していた様子は見受けら れない。

また、会社は平成26年、A2に対し、売上げが低劣であるとして2回にわたって警告するとともに奮起を促したものの、平成29年に再び売上げが低迷したため、A2と協議したところ、結局、会社は、A2の実労働時間と生産性に整合性が確認できないとして、同年5月に教育期間への移行を命じている。教育期間への移行については、A2は、自らの責任によるものではなく、会社の不当労働行為であると認識し続け、教育期間移行後も、待機場所の変更について一度は会社に対して申出をしたものの、それ以外は教育期間中の勤務形態において営業成績の向上を目指して会社と協議等を行うことのないまま、新型コロナウイルス感染症の影響で会社から休業を命じられた令和2年5月まで一度も月間営業収入額が30万円に達することがなかったことからすれば、本件雇用関係の終了に係る会社の判断に不合理な点があったと評価することはできない。

さらに、事前協議をA2に行わなかったことが組合員であることを理由にA2を狙い撃ちしたものであるとはいえない。

以上のとおり、本件雇用関係の終了について、会社の組合に対する嫌悪感の表れと解される点は見受けられず、組合員であるA2を殊更に排除すべき事情が会社にあったとは認めがたいから、不当労働行為意思の存在を認定することはできない。 したがって、本件雇用関係の終了は労組法第7条第1号の不利益取扱いに該当しない。

2 争点2について

上記1のとおりであるから、本件雇用関係の終了は、不当労働行為意思によってなされたものとはいえず、また、組合の弱体化を企図してなされたものとみることもできない。

したがって、本件雇用関係の終了は労組法第7条第3号の支配介入にも該当しない。

第5 結論

以上の次第であるから、当委員会は、労組法第27条の12及び労働委員会規則第43条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

第6 当委員会の意見

高年法の改正により、令和3年4月1日から、事業主には、65歳までの従業員の 雇用確保義務に加え、65歳から70歳までの従業員の就業機会を確保するため、 70歳までの継続雇用制度の導入などの高年齢者就業確保措置を講ずる努力義務が 新設された。

70歳までの継続雇用制度の導入に当たっては、事業主は、法の趣旨や公序良俗に 反するものでない限り、対象者を限定する基準を設けることは可能である。ただし、 当該基準の内容については、原則として労使に委ねられるものの、事業主と過半数労 働組合等との間で十分に協議した上で、過半数労働組合等の同意を得ることが望まし いとされている。

既にみたとおり、会社は対象選定基準の策定に当たり、労働組合と団体交渉を実施

しておらず、従業員代表と協議等をした形跡もなく、このことが本件紛争の一因になったといえることから、会社においては、上記の点を留意されるとともに、今後は、労使間のコミュニケーションが深まるよう努め、円満な労使関係を構築されることを期待する。

令和6年7月3日

山口県労働委員会会長近本佐知子

3 再審査の概況

都道府県労働委員会が出した命令又は決定に不服がある当事者は、労働組合法第27条の15の規定により、中央労働委員会に対して再審査を申し立てることができます。

令和6年における係属事件は、次のとおりです。

再審查事件一覧

事件番号		再 審 査		初審						
4(不再)3	申立人	申立年月日	終結年月日	事件番号	申立年月日	終結年月日				
4(小丹)3	法 人	4. 2.16	繰越	山労 2-1 2. 4.16 4. 2.						
事件番号		再審查			初 審					
					р•					
	件番号 再 審 査		終結年月日	事件番号	申立年月日	終結年月日				

4 確定命令の不履行通知

令和6年は、労働組合法第27条の13第2項の規定による確定命令の不履行通知 はありませんでした。

第2節 行政訴訟事件の対応

労働委員会が出した命令又は決定に不服がある当事者は、その命令又は決定を発した労働委員会を相手方(被告)として、労働組合法第27条の19の規定により、裁判所に行政訴訟を提起することができます。

令和6年における係属事件は、ありませんでした。

第3節 労働組合の資格審査等

1 資格審査の概況

資格審査は、労働組合が労働組合法の手続に参与する若しくは救済を求めようとする場合に、その労働組合が労働組合法第2条の自主性の要件及び同法第5条第2項の 民主性の要件を備えているかどうかを審査する制度です。

令和6年に係属した資格審査は、不当労働行為事件に係るものが1件と労働委員会委員の推薦に係るものが2件と法人登記に係るものが1件ありました。

				年	1	沙	ζ.					
区 分	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6		
前年から繰越し	0	0	1	5	2	0	1	3	2	2		
新規申請	0	9	10	7	5	6	2	3	3	2		
計	0	9	11	12	7	6	3	6	5	4		

年次別資格審査取扱件数

2 非組合員の範囲の認定・告示

この制度は、地方公営企業において労働組合法第2条第1号に該当する使用者の範囲をめぐる労使紛争を防止するため、当該職員で構成する労働組合に加入できない管理監督的地位にある職員の範囲を認定・告示するものです。

令和6年は、認定・告示の申出はありませんでした。

参考資料

第1 業務処理状況統計資料

1 集団的労使紛争調整事件関係

(1)調整区分別·開始事由別調整事件数(新規申請)

区	分	総	数				2	年	涉	T			
	刀	形心	奴	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
総	数	,	35	6	4	3	7	3	2	3	1	4	2
あっせ			35	6	4	3	7	3	2	3	1	4	2
組合	申請		31	6	4	3	7	2	1	3	_	3	2
使 用 者	市 申 請		4	_	-	_	-	1	1	-	1	1	_
双 方	申請		_	_	-	-	-	-	_	-	-	_	_
職	権								_				_
調	停						_	_	_		_		_
組合	申請												
仲	裁		_				_		_				_

(2)組合系統別調整事件数

区 分	総数	数 年 次 数 27 20 20 20 1 1 2 2 4 5 6										
<u> </u>	心刻	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	
総数	35	6	4	3	7	3	2	3	1	4	2	
連合	10				4	1	1	2	1	_	1	
全	22	6	4	3	3	1	-	1	-	4	_	
そ の 他	_	-	-	_	-	_	_	-	_	_	_	
系 統 な し	3	_	_	_	_	1	1	_	_	_	1	

(3) 従業員規模別調整事件数

(U / //C/K/5€//01/X	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	~											
区	分	総	数				1	年	沙				
	<i>)</i> ,	小心	奴	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
総	数	3	35	6	4	3	7	3	2	3	1	4	2
3 0 人	未満		6		1		3	1	_	1		_	_
$3 \ 0 \sim 9$	9 人]	11	_	2	1	2	_	_	1	1	3	1
$1 \ 0 \ 0 \sim 2$	99人		6	_	1	1	_	_	2	-	_	1	1
$3\ 0\ 0 \sim 4$	99人		5	2	_	_	1	1	_	1	_	_	_
$5 \ 0 \ 0 \sim 9$	99人		4	3	-	1	_	_	_	-	_	_	_
1,0000 \sim 4	,999人		2	1	-	_	1	_	_	-	_	_	_
5, 000	人以上		1	-	_	_	_	1	-	-	_	_	_

(4) 産業別調整事件数

(4) 性术则调定部门数											
区分	総数				1	年	沙	T			
<u></u>	小心 亥久	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
総数	35	6	4	3	7	3	2	3	1	4	2
建設業	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-
製造業	_	_	_	_	-	-	_	_	_	-	_
電気・ガス・熱供給・水道業	1	_	_	_	1	-	_	_	_	_	-
運輸業、郵便業	3	_	_	1	-	-	_	_	-	1	1
卸 売 業 、 小 売 業	5	1	_	_	1	1	_	_	_	2	-
宿泊業、飲食サービス業	2	1	1	_	-	-	_	_	-	_	-
教育、学習支援業	4	_	_	_	_	-	_	2	1	1	_
医療、福祉	12	2	2	2	3	1	1	_	_	_	1
複合サービス事業	2	2	_	_	_	_	_	_	_	-	_
サービス業	4	_	1	_	2	_	_	1	_	_	_
公務	2	_	_	_	_	1	1	_	_	_	_

(5) 調整区分別・終結区分別調整事件数

区分	総数				2	年	涉	7			
<u> </u>	心刻	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
総数	35	6	4	3	7	3	2	3	1	4	2
あっせん	35	6	4	3	7	3	2	3	1	4	2
解決	13	3	_	_	3	1	_	2	_	3	1
打 切 り	7	1	2	1	2	_	_	_	_	1	_
取 下 げ	8	1	1	_	2	2	1	1	_	_	_
不 開 始	7	1	1	2	_	_	1	_	1	_	1
繰 越 し		(繰	越後終	結分	は開始	台年の	該当机	闌に計	上)		
調停	_	_	_			_	_	_	_		_
解 決											
仲裁	_	-		_	_	-	_	_	_		_

(6) あっせん事項件数

Б /\	⟨☆ * /				4	年	次	.			
区 分	総数	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
総数	65	9	10	9	10	7	3	5	1	9	2
a 組合承認・組合活動	2	_	_	_	_	_	_	_	1	1	_
b 協約締結・全面改定	2	1	_	_	1	_	_	-	_	_	_
c 協 約 効 力 · 解 釈	1	_	-	_	1	_	_	-	_	_	_
d 賃 金 増 額	1	-	_	1	-	-	_	-	_	-	_
e 一 時 金	9	2	_	_	2	1	1	2	_	1	_
f 諸 手 当	4	-	1	2	_	_	_	_	_	1	_
g その他賃金に関するもの	5	_	_	1	-	1	1	-	_	2	_
h 退職一時金·年金	3	_	_	1	-	_	_	1	_	1	_
i 解雇手当・休業手当	3	_	2	_	-	1	_	-	_	_	_
j 労 働 時 間	_	-	-	_	_	-	_	-	_	-	_
k 休 日 · 休 暇	2	_	_	1	-	1	_	-	_	_	_
1作業方法の変更	_	_	_	_	-	_	_	-	_	_	_
m 定 年 制	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
n その他の労働条件	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
。事 業 休 廃 止	_	1	-	-	-	-	-	-	_	_	_
p 企業合併・事業譲渡	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
q 人 員 整 理	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
r 配 置 転 換	2	1	1	_	_	_	_	_	_	_	_
s 解	9	1	2	_	3	1	_	1	-	1	_
t その他の経営人事	6	2	_	_	_	1	1	_	_	1	1
u 福 利 厚 生	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
v 団 交 促 進	7	2	_	1	1	_	_	1	_	1	1
w 事 前 協 議 制	1	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_
x そ の 他	8	_	3	2	2	1	_	-	-	_	_

注: 1件の事件に複数の調整事項がある場合があるため、「事件数」とは一致しない。

2 個別的労使紛争あっせん事件関係

(1) 申請者別あっせん事件数 (新規申請)

, , , , HI HI W	0,0 1 1 22	· (1/1/1/20 1	HIJ/									
IZ,	\triangle	総数					年	次	Ć.			
	刀 ————————————————————————————————————	和 数	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
総	数	30	5	5	6	6	2	2	1	1	1	1
労 働 🧦	者申請	28	5	5	6	4	2	2	1	1	1	1
事業	主申請	2	_	_	_	2	-	_	_	-	-	-

____ (2)従業員規模別あっせん事件数

区 分	総数				:	年	次	ζ.			
<u> </u>	小心 安久	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
総数	30	5	5	6	6	2	2	1	1	1	1
3 0 人 未 満	13	4		3	3	_		1	1		1
$3 \ 0 \sim 9 \ 9 \ 人$	7	1	3	_	_	1	2	_	-	_	_
100~299人	3	_	_	2	_	-	-	_	_	1	_
3 0 0 ~ 4 9 9 人	1	_	_	_	1	_	_	_	-	_	_
500~999人	2	_	1	-	1	_	-	-	-	-	_
1,000~4,999人	1	_	1	-	-	_	-	-	-	-	_
5,000人以上	1	_	_	1	_	-	-	_	_	_	_
不明	2	_	_	_	1	1	_	_	_	_	_

(3) 産業別あっせん事件数

(3) 産業別のプロル事件数	√小 ¥4-					年	次	<u></u>			
区 分	総数	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
総数	30	5	5	6	6	2	2	1	1	1	1
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_
建設業	1	_	_	_	-	-	_	-	1	-	_
製 造 業	2	_	1	1	-	-	_	-	-	_	_
情報通信業	1	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_
運輸業、郵便業	3	_	_	_	_	1	1	_	_	_	1
卸売業、小売業	4	1	_	1	2	-	_	_	_	_	_
金融、保険業	1	_	_	_	1	-	_	_	_	_	_
不動産業、物品賃借業	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
宿泊業、飲食サービス	5	1	2	2	_	_	-	_	_	_	_
教育、学習支援業	1	_	1	_	_	_	-	_	_	_	_
医療、福祉	6	1	_	1	2	1	_	_	_	1	_
サービス業	4	_	1	1	_	-	1	1	-	_	_
公 務	1	_	_	_	1	_	_	_	-	_	_

(4)終結区分別あっせん事件数

∀		\triangle	総数				4	年	次	Ć.			
),j	心女人	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
総		数	30	5	5	6	6	2	2	1	1	1	1
解		決	8	1	2	1	1	1			1		1
打	切	り	6	1	_	3	-	_	_	1	-	1	_
取	下	げ	3	_	1	1	1	-	_	_	_	_	_
不	開	始	13	3	2	1	4	1	2	-	-	_	_
繰	越	L	-	(繰起	或後終	結分に	は開始	年の診	核当欄	に計」	_)	_	_

(5) あっせん事項件数

区分	総数				4	年	次	Ć.			
<u></u> ∠	小心 安 久	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
総数	50	5	7	7	11	8	2	6	1	1	2
賃 金	12	2	3	2	2	1	1	1	_	_	_
一時金	4	_	1	_	2	1	_	_	-	_	_
退職一時金・年金	3	_	-	1	1	-	-	_	_	_	1
解雇手当・休業手当	2	_	-	_	1	-	_	1	-	_	_
配 置 転 換	4	1	-	_	-	2	_	1	_	_	_
解	8	_	1	2	1	2	1	-	1	-	_
その他経営人事	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	_
そ の 他	16	1	2	2	4	2	_	3	-	1	1

注: 1件の事件に複数の調整事項がある場合があるため、事件数とは一致しない。

3 不当労働行為事件審査関係

(1) 申立区分別不当労働行為審査事件数(新規申立)

	区分	総数				1	年	涉	Ž.			
	<u></u>	心 刻	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
総	数 ┌── 第 1 号	11	_	2	4	1	_	1	2	1		_
	┌── 第 1 号	1		1			_	_				_
労働組合法第7	第 2 号	3	-	_	1	1	-	1	-	-	-	_
働	第 3 号	-	-	_	_	_	-	_	-	-	-	_
組入	第 4 号	_	_	_	_	_	-	_	-	-	_	_
台沙	第 1 ・ 2 号	1	_	1	_	_	-	_	-	-	_	_
公笠	第 1 ・ 3 号	4	_	_	3	_	_	_	1	_	_	_
7	第 1・2・3 号	1	_	_	_	_	-	_	1	-	_	_
条	第1・3・4号	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
>/C	└─ 第2・3号	1	_	_	_	_	_	_	_	1	_	_

(2) 従業員規模別不当労働行為事件数

Д	総数				-	年	Ϋ́	ر ک			
	が 心 女人	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
総数	11		2	4	1		1	2	1		_
3 0 人 未 満	1	_			_	_		1	_		_
3 0 ~ 9 9 人	5	_	1	2	1	_	_	_	1	_	_
100~299人	4	_	_	2	_	_	1	1	-	_	_
3 0 0 ~ 4 9 9 人	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
500~999人	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
1,000~4,999人	1	_	1	_	_	_	-	_	_	_	_
5,000人以上	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

(3) 産業別不当労働行為事件数

区 分	総数				4	年	涉	Ż.			
区 分	心 刻	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
総数	11	-	2	4	1	_	1	2	1	_	-
運輸業、郵便業	1			_	_	_	_	1		_	
卸売業、小売業	4	_	2	1	1	-	_	_	-	-	_
教育、学習支援業	1	_	_	-	-	-	1	-	-	_	_
医療、福祉	2	_	_	1	_	_	_	_	1	-	_
複合サービス事業	2	-	_	2	-	-	_	-	-	_	_
サービス事業	1	-	_	_	-	_	_	1	_	_	_

(4)終結区分別不当労働行為事件数

() / () () () () () () () () (
区分	総数				2	年	Ϋ́	ζ.			
区 分	邢 剱	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
前年から繰越し	16	1	_	1	5	2	_	1	3	2	1
新規申立て	11	-	2	4	1	_	1	2	1	_	_
計	27	1	2	5	6	2	1	3	4	2	1
命令	9	_	1	_	3	2	_	_	1	1	1
関 与 和 解	1	-	_	_	-	-	_	_	1	_	_
無関与和解	1	1	-	-	-	-	_	_	-	_	_
取下げ	1	_	_	_	1	_	_	_	_	_	_
移 送	_	-	_	_	_	_	-	_	-	-	_
翌年へ繰越し	15	_	1	5	2	_	1	3	2	1	_

4 資格審査関係

(1)申請区分別資格審査件数(新規申請)

▽ 八	総数				<u>ا</u>	丰	涉	Ţ.			
<u></u>	応 剱	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
総数	47	_	9	10	7	5	6	2	3	3	2
不 当 労 働 行 為	11	_	2	4	1	_	1	2	1	_	_
法 人 登 記	4	_	_	1	_	1	1	_	_	1	_
委 員 推 薦	32	_	7	5	6	4	4	-	2	2	2
労働者供給事業		_	_	-	_	_	_	_	_	_	_

(2)補正勧告件数

	区	分	総	数				4	丰	Ϋ́	7			
		刀 ————————————————————————————————————	形心	刻	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
	総	数		12	_	5	1	-	3	3			_	_
		┌ 第1号			_			_	_			_		_
	_ 第2条	- 第2号		-	-	_	-	_	-	_	_	-	_	_
	但書き	_ - 第3号		-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
岩		└ 第4号		-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
働														
労働組合法	_	┌ 第1号		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
合		- 第2号		_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_
法		- 第3号		2	-	1	-	-	1	_	_	-	_	_
	第5条	- 第4号		2	-	_	1	_	_	1	_	_	_	_
	第2項	_ _ 第5号		2	-	1	_	_	1	_	_	_	_	_
		- 第6号		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		- 第7号		2	_	1	_	_	_	1	_	_	_	_
		- 第8号		2	_	1	-	_	_	1	_	_	_	_
		上 第9号		2	_	1	_	_	1	_	_	_	_	_

(3)終結区分別資格審査件数

区分	総数				4	手	涉	て			
<u>E</u> 77	心 奴	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
前年から繰越し	17	1	_	1	5	2	_	1	3	2	2
新 規 申 請	47	_	9	10	7	5	6	2	3	3	2
計	64	1	9	11	12	7	6	3	6	5	4
適 合 決 定	44	_	8	6	9	7	4	_	3	3	4
不 適 合 決 定	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-	_
取下げ、打切り	4	1	_	-	1	_	1	_	1	_	_
移 送	-	_	_	-	_	_	-	_	_	-	_
翌年へ繰越し	16	_	1	5	2	_	1	3	2	2	_

5 非組合員の範囲の認定・告示関係

認定・告示件数

Z,	\triangle	総	级 米ケ	数 27 100 100 1					丰	下 次				
	<u></u>		心刻		28	29	30	1	2	3	4	5	6	
申	出		_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	
終	結		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	

注: 昭和44年以降該当なし。

第2 労働情勢関係統計資料

1 労働力主要指標(全国・山口県)

			全		玉			Щ	П	県	
年 次		労働力人口(万人) 就業者 完 全 失業者			完全業率%	有 効 求 人 倍 率	労働	労働力人口(千人 就業者 完 失		完全 業 %	有求倍率
平成	2 6	6,609	6, 371	236	3.6	1. 11	691	670	21	3.0	1.09
	2 7	6,625	6, 402	222	3. 4	1. 23	690	671	19	2.8	1. 26
	2 8	6,678	6, 470	208	3. 1	1. 39	702	686	17	2.4	1.41
	2 9	6, 732	6, 542	190	2.8	1. 54	705	690	14	2.0	1.51
	3 0	6,849	6,682	167	2.4	1.62	711	698	13	1.8	1.61
令和	1	6, 912	6, 750	162	2.3	1.55	707	694	13	1.8	1.56
	2	6, 902	6,710	192	2.8	1. 10	696	683	13	1.9	1. 24
	3	6, 907	6, 713	195	2.8	1. 16	693	679	14	2.0	1. 38
	4	6, 902	6, 723	179	2.6	1. 31	677	665	12	1.8	1.54
	5	6, 925	6, 747	178	2.6	1. 29	669	658	11	1.6	1. 49

- 注:1 有効求人倍率については、年度平均である。
 - 2 山口県の労働力人口及び完全失業率は、モデル推計値である。
 - 3 資料出所:総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省山口労働局「山口県の雇用情勢」

2 賃金、労働時間の推移(全国・山口県)

(単位:円、時間)

				<u> </u>			
年	次	全	国			口 県	
+	仈	現金給与総額	総実労働時間	うち所定外	現金給与総額	総実労働時間	うち所定外
平成	2 6	367, 942	1, 788	154	337, 808	1,841	168
	2 7	361, 684	1, 784	154	339, 450	1,823	163
	2 8	365, 804	1, 783	152	338, 811	1,818	156
	2 9	367, 951	1, 781	152	339, 098	1,822	157
	3 0	372, 162	1, 769	150	332, 247	1,819	155
令和	1	371, 408	1, 733	149	322, 411	1,771	149
	2	365, 100	1, 685	130	318, 951	1, 706	128
	3	368, 493	1, 709	139	338, 908	1, 747	139
	4	379, 732	1, 718	146	344, 272	1, 730	140
	5	386, 985	1, 726	146	343, 663	1,710	125

- 注:1 事業所規模30人以上の年平均の数値である。
 - 2 総実労働時間及び所定外労働時間は、年間労働時間である。
 - 3 資料出所: 県統計分析課「毎月勤労統計調査」
 - 4 平成26年以降の全国の現金給与総額は、平成31年1月に不適切な調査が発覚した「毎月勤労統計調査」を厚労省が修正した後の金額である。

3 労働争議の推移(全国・山口県)

3	労債	動争議の	推移(全国	・山口県	Į)			(単位	: 件、人)		
			全	玉		山 口 県					
年	次	総争議		うち争	·議行為なし	糸	総争議	うち争議行為なし			
		件 数	総参加人員	件 数	総参加人員	件数	総参加人員	件数	総参加人員		
平成	2 7	425	174, 043	339	97, 978	9	1, 719	5	1, 049		
	28	391	69, 533	325	17, 118	6	490	4	8		
	2 9	358	132, 257	290	59, 620	4	229	3	115		
	3 0	320	103, 342	262	52, 304	9	484	7	142		
令和	1	268	105, 340	219	47, 995	5	612	3	281		
	2	303	57, 426	246	24, 990	3	522	2	311		
	3	297	60, 389	242	21, 849	3	133	2	51		
	4	270	53, 519	205	15, 638	2	125	1	43		
	5	292	101, 253	217	20, 953	6	520	2	120		
	6	_	_	_	_	7	822	2	258		

注:1 山口県の争議件数には、前年から繰り返されたものは含まれていない。

2 資料出所:厚生労働省「労働争議統計調査」、県労働政策課

4 労働組合数等の推移(全国・山口県) (単位:組合、人、%)

年 次		全	玉	山 口 県				
十 次	組合数	組合員数	推定組織率	組合数	組合員数	推定組織率		
平成 27	52, 768	9, 882, 092	17. 4	751	101, 119	18.2		
2 8	51, 967	9, 940, 495	17. 3	751	101, 543	18.0		
2 9	51, 325	9, 981, 437	17. 1	751	101, 146	18.7		
3 0	50, 740	10, 069, 711	17. 0	744	100, 946	18.6		
令和 1	49, 925	10, 087, 915	16. 7	734	100, 961	18.5		
2	49, 098	10, 115, 447	17. 1	706	101, 005	18.8		
3	48, 239	10, 077, 877	16. 9	711	102, 027	18.9		
4	47, 495	9, 992, 373	16. 5	708	101, 288	18. 6		
5	46, 704	9, 937, 654	16. 3	685	99, 495	18. 1		
6	45, 819	9, 912, 349	16. 1	664	99, 667	17. 7		

注:1 組合数は単位労働組合、組合員数は単一労働組合の数値である。 2 資料出所:厚生労働省「労働組合基礎調査(各年6月30日現在)」、県労働政策課

5 春季賃上げ要求・妥結状況

(1) 年次別妥結状況の推移(全国・山口県) (単位:円、%)

年	次	全	国	Д	県
+	扒	妥 結 額	賃上げ率	妥 結 額	賃上げ率
平成	2 7	7, 367	2. 38	5, 640	1. 92
	28	6, 639	2. 14	5, 784	1. 95
	2 9	6, 570	2. 11	5, 063	1. 73
	3 0	7, 033	2. 26	6, 883	2. 37
令和	1	6, 790	2. 18	6, 433	2. 19
	2	6, 286	2.00	5, 453	1.84
	3	5, 854	1.86	5, 039	1. 73
	4	6, 898	2. 20	5, 607	2.06
	5	11, 245	3. 60	11, 752	3. 79
	6	17, 415	5. 33	17, 633	5. 60

注:1 妥結額は、定昇込みで、組合員数による加重平均である。以下の表において同じ。

2 資料出所:厚生労働省(民間主要企業)、県労働政策課

(2) 令和6年企業規模別妥結状況(山口県)

(単位:組合、円、%)

企業規模	平均賃金	要	求	妥結			
企未况快	干均貝金	組合数	要求額	組合数	妥 結 額	賃上げ率	対前年比
計	314, 989	72	18, 273	72	17, 633	5.60	164.8
300人未満	262, 036	27	11, 969	27	10, 318	3. 94	149. 3
300人以上	319, 182	45	18, 772	45	18, 213	5. 71	165.6

注:1 平均賃金及び要求額は、組合員数による加重平均である。以下の表において同じ。

2 対前年比は、本年の妥結額と前年の妥結額との単純比較ではない。

3 資料出所:県労働政策課

(3) 令和6年産業別妥結状況(山口県)

(単位:組合、円、%)

	—	^\		エル な ^	要	求		妥	結	
	区	分		平均賃金	組合数	要求額	組合数	妥 結 額	賃上げ率	対前年比
産	業	: 言	+	314, 989	72	18, 273	72	17, 633	5.60	164.8
製	造	<u> </u>	€	326, 050	45	19, 240	45	19, 266	5. 91	165. 2
建	設	·	€	292, 760	3	10,031	3	10, 483	3. 58	142.4
電気・	ガス・熱値	共給・水道	É	X	1	X	1	X	X	X
情	報通	信業	ŧ	_	0	_	0	_	-	_
運輔	新業、	郵便業	ŧ	290, 039	10	11, 290	10	11,808	4.07	200.9
卸う	壱・	小売業	ŧ	263, 734	10	15, 727	10	12,601	4. 78	141.9
金融・	保険業	·不動産	美	_	0	_	0	_	-	_
学術研究	究、専門技	支術サービス	業	_	0	_	0	_	-	-
宿泊	業、飲食 [、]	サービス美	皂	X	1	X	1	X	X	X
生活队	関連サー	ビス、娯楽	邕	_	0	_	0	_	-	-
教育・	学術研究	亡、医療福祉	Ŀ	295, 548	2	35, 878	2	15, 620	5. 29	260.4
複合サ	ービス事績	業、サービス	業	_	0	_	0	-	_	_

注:1 対前年比は、本年の妥結額と前年の妥結額との単純比較ではない。

2 資料出所:県労働政策課

6 夏季一時金要求・妥結状況

(1) 年次別妥結状況の推移(全国・山口県)

(単位:円、%)

年 次	2	全国		Ц	山口県			
十	要求額	妥 結 額	対前年比	要求額	妥 結 額	対前年比		
平成 27	887, 490	832, 292	4. 59	716, 203	686, 085	103.6		
28	888, 263	843, 577	0.82	726, 889	696, 010	102.3		
2 9	860, 719	825, 150	-0.62	718, 513	683, 851	100. 2		
3 0	885, 432	870, 731	4. 07	777, 001	754, 148	105. 3		
令和 1	892, 003	845, 453	-1.85	761, 518	738, 847	98.0		
2	919, 838	828, 171	-2.14	729, 422	690, 391	95. 1		
3	808, 836	773, 632	-4. 30	715, 996	690, 724	98. 4		
4	869, 956	832, 340	9. 57	759, 294	726, 435	106. 2		
5	869, 113	845, 557	1. 59	764, 512	722, 550	103. 1		
6	937, 922	898, 754	6. 29	840, 351	822, 275	107.0		

- 注:1 要求額及び妥結額は、組合員数による加重平均である。以下の表において同じ。
 - 2 対前年比は、本年の妥結額と前年の妥結額との単純比較ではない。また、全国と山口県とでは表記方法が異なる。
 - 3 資料出所:厚生労働省(民間主要企業)、県労働政策課

(2) 令和6年企業規模別妥結状況(山口県)

(単位:組合、円、月、%)

企業規模	平均賃金	要	求		妥	結	
正未况保	十均貝並	組合数	要求額	組合数	妥 結 額	支給月数	対前年比
計	308, 248	94	840, 351	94	822, 275	2.67	107. 0
300人未満	271, 135	36	629, 596	36	586, 152	2. 16	106. 4
300人以上	312, 111	58	862, 286	58	846, 850	2.71	107. 1

- 注:1 平均賃金は、組合員数による加重平均である。
 - 2 対前年比は、本年の妥結額と前年の妥結額との単純比較ではない。
 - 3 資料出所: 県労働政策課

(3) 令和6年産業別妥結状況(山口県)

(単位:組合、円、月、%)

	区 分		要	求		妥	結	
			組合数	要求額	組合数	妥 結 額	支給月数	対前年比
産	業	計	94	840, 351	94	822, 275	2.67	107. 0
製	造	業	56	883, 024	56	872, 973	2. 77	107. 3
建	設	業	3	856, 143	3	826, 975	2.82	109.8
電気・オ	ガス・熱供給・水:	道業	0	_	0	_	_	_
情 幸	服 通 信	業	0	_	0	_	_	_
運輸	業、郵便	業	12	553, 652	12	446, 577	1.74	101.3
卸売	小売	業	8	578, 497	8	561, 851	1. 98	111.6
金融•	保険業・不動産	重業	4	610, 402	4	608, 007	2.31	98.6
学術研究	こ、専門技術サービ	ス業	0	_	0	_	_	_
宿泊業	、飲食サービ	ス業	1	X	1	X	X	X
生活関	連サービス、娯	楽業	1	X	1	X	X	Х
教育・学	学術研究、医療福	冨祉	3	630, 045	3	590, 938	2.01	100.3
複合サー	- ビス事業、サービ	ス業	6	607, 924	6	507, 328	2.60	106. 7

- 注:1 対前年比は、本年の妥結額と前年の妥結額との単純比較ではない。
 - 2 資料出所: 県労働政策課

7 年末一時金要求・妥結状況

(1) 年次別妥結状況の推移(全国・山口県)

(単位:円、%)

年 次	2	全国		山 口 県			
十	要求額	妥 結 額	対前年比	要求額	妥 結 額	対前年比	
平成 27	884, 943	830, 434	3.08	717, 727	693, 204	103.3	
28	869, 491	830, 609	0.71	719, 078	693, 778	100.7	
2 9	863, 259	830, 625	-0.78	740, 369	713, 434	100.8	
3 0	900, 311	862, 986	3. 34	775, 578	753, 207	105.0	
令和 1	906, 344	868, 604	0. 10	749, 611	720, 780	98.3	
2	848, 022	786, 460	-6. 54	746,000	711, 454	96.4	
3	813, 427	782, 198	-1.92	736, 226	704, 927	98.3	
4	871, 255	842, 978	8. 58	754, 136	720, 143	104.4	
5	882, 117	849, 545	0.78	760, 741	740, 825	101.6	
6	933, 804	891, 460	4. 93	828, 034	799, 332	105.3	

- 注: 1 要求額及び妥結額は、組合員数による加重平均である。以下の表において同じ。
 - 2 対前年比は、本年の妥結額と前年の妥結額との単純比較ではない。また、全国と山口県とでは表記方法が異なる。
 - 3 資料出所:厚生労働省(民間主要企業)、県労働政策課

(2) 令和6年企業規模別妥結状況(山口県)

(単位:組合、円、月、%)

企業規模	平均賃金	要	求		妥	結	
		組合数	要求額	組合数	妥 結 額	支給月数	対前年比
計	307, 940	96	828, 034	96	799, 332	2.60	105. 3
300人未満	280, 202	39	616, 715	39	576, 841	2.06	104. 2
300人以上	311, 131	57	852, 348	57	824, 932	2.65	105. 3

- 注:1 平均賃金は、組合員数による加重平均である。
 - 2 対前年比は、本年の妥結額と前年の妥結額との単純比較ではない。
 - 3 資料出所: 県労働政策課

(3) 令和6年産業別妥結状況(山口県)

(単位:組合、円、月、%)

			要	求		妥	結	
区 分		組合数	要求額	組合数	妥 結 額	支給月数	対前年比	
産	業	計	96	828, 034	96	799, 332	2.60	105. 3
製	造	業	57	874, 110	57	862, 192	2. 71	105. 4
建	設	業	3	855, 889	3	806, 627	2. 76	103.8
電気・ガ	ス・熱供給・水	道業	0	_	0	_	_	_
情 報	强 通 信	業	1	X	1	X	X	X
運輸	業、郵便	業	13	646, 555	13	558, 086	2.03	108. 9
卸 売	• 小 売	業	8	535, 464	8	519, 962	1.91	99. 9
金融・信	保険業・不動産	産業	3	618, 229	3	615, 464	2.45	98. 5
学術研究	・専門技術サービ	゛ス業	0	_	0	-	_	_
宿泊業	、飲食サービ	ス業	1	X	1	X	X	X
生活関連	車サービス、娯	楽業	1	X	1	X	X	X
教育・学	習支援業、医療	福祉	4	903, 891	4	749, 594	2. 59	100.1
複合サー	ビス事業、サービ	ス業	5	670, 650	5	526,000	2.00	119. 5

- 注:1 対前年比は、本年の妥結額と前年の妥結額との単純比較ではない。
 - 2 資料出所:県労働政策課